二本松市環境基本計画 (改訂版) (案)

平成27年度~30年度

平成 年 月



二本松市

A. A.ce

Weller

White

目 次

第1編	基本理念及び基本目標	1
第1章	計画の基本的事項	2
第1領	5 計画の基本理念	
第2領	5 計画の位置付け・役割	3
第3領	5 計画の対象とする環境の範囲	3
第4負	5 目指す指標	4
第5負	5 計画の期間	4
第6額	5 市、市民、市民団体、事業者及び滞在者の役割	5
第2章	二本松市の概況と環境問題	6
第1領	5 社会環境	6
第2領	5 生活環境	9
第3領	5 動植物の概況	13
第4領	5 市民・事業者等が求める環境施策	17
第3章	目標と基本方針	19
第1領	5 計画の目標	19
1	将来のあるべき姿	19
2	目標	19
第2編	基 本 計 画	21
第1章	施策の体系	22
第1領	5 計画の基本理念と将来のあるべき姿	22
第2領	5 施策の体系	22
第2章	将来のあるべき姿を目指して	23
I. 資源	『やエネルギーの消費を抑制し、身近な資源の循環に努める	23
第1領	5 既存エネルギーの有効活用・新エネルギーの導入	23
第2領	5 大気・土壌等生活環境の保全	25
第3領	5 3Rの推進	27

Π.	豊かな	よ自然の保護を進める	_31
复	第1節	水質保全の推進	_31
夸	有2節	多様な自然環境の保全	_32
复	第3節	農村環境の保全・活用	_34
复	存4節	豊かな自然とのふれあいの推進	_35
ш.	歷史景	貴観を保存し、活用を進める	_37
Š	第1節	文化遺産の保全	_37
复	第2節	良好な景観の創出	_38
IV.	日常生	E活において身近な環境や地球規模での環境問題を意識し、行動する_	_40
复	有1節	地球温暖化対策等の推進	_40
箩	第2節	環境教育・環境学習の推進	_41
資	料	編	_43
	【二本松	公市環境基本条例】	_44
	【二本松	公市公害防止指導要綱】	_48
	【二本松	公市環境審議会委員名簿】	_50
	【環境基	5準など】	_51
	〔騒音	f・振動に係る環境基準〕	_51
	〔大気	気汚染に係る環境基準〕	_54
	〔水質	賃汚濁に係る環境基準〕	_55
	〔河川	の保全に関する環境基準]	_56
	〔土墳	窶の汚染に係る環境基準〕	_57
	〔悪身	具防止法の規制基準〕	_58
	【用語角	军説】	_60

改訂にあたって

本計画は、豊かな自然環境を保全し、将来にわたり市民の健康的で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された 「二本松市環境条例」 にもとづき、その基本理念の達成方策として、平成21年3月に策定されました。

豊かな自然に恵まれ、長い歴史と伝統により発展してきた本市を激しい揺れが襲った東日本大震災から、間もなく4年が経とうとしています。地震に引き続いて発生した東京電力福島第一原子力発電所事故という、誰もが経験したことのない原子力災害は、その後のわたしたちの市民生活に極めて甚大な被害をもたらしました。

放射線という目に見えないものへの恐怖や不安は、穏やかであったはずの生活を根底から揺さぶり、日々の環境放射線量の数値や口にするものへの安全性の話題が家庭で取り沙汰されることが日常化していき、ときに生活の主体を市外へと移す選択を迫られることもあったかもしれません。

放射線への不安が完全に払拭されるには、なお長い時間と労力を要することとなるでしょう。

しかし、今わたしたちは復興に向けた歩みを始めています。

「二本松市復興計画」や「二本松市除染実施計画」などにより、市域の環境 放射線量の測定と公表、住宅地をはじめとした土地、建物の除染、ホールボディ カウンターによる内部被ばく検査、農産物の残留放射線量検査と風評被害対策 など、再び安全で安心できる市民生活を取り戻すための取組みを進めています。

今回の改訂では、そうした現状を踏まえた、放射線被害対策に関する事項を加えました。また、発災を機に高まった再生可能エネルギーに対する需要や、PM2.5などの新たな要素への対応など、計画策定後の本市環境行政を取り巻く情勢の変化を踏まえた修正を行いました。

今後、市の各種計画とも連携し、今回の見直しに基づいた後期計画期間における取組みを着実に進め、次期計画策定に向けた事業検証を並行して行っていきます。

平成 年 月

第1編 基本理念及び基本目標

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本理念

二本松市環境基本条例第3条で定める4つの基本理念に基づいて、豊かな自然環境を保全し、将来にわたる市民の健康的で文化的な生活を確保するため、以下の4項目を基本理念とします。

□ 環境への負荷低減に努め、持続可能な循環型社会の形成実現を目指すこと

良好な自然環境は微妙なバランスのうえに成り立っています。意識をして、環境の負荷の低減に努めなければ、すぐに壊れ、元に戻らなくなってしまいます。限りある自然の恩恵を受けるために、エネルギーの効率化と資源やエネルギーのリサイクル化を推進し、消費優先型社会から、将来において地球の資源が永続的に持続できるような、環境に配慮した循環型社会へ変わっていくことが必要です。

■ 豊かな環境を保護し、人と自然との共生の実現を目指すこと

わたしたちは、自然の恵みによって生きている生物です。わたしたちすべての社会活動が多様な生態系を基盤として成り立っていることから、自然との調和を認識し、自然環境を保護していくことが必要です。

■ 歴史的景観を保存・活用し、その環境を将来にわたって維持すること

地域固有の環境や文化が、歴史を生み、伝統を育ててきました。わたしたちは、先人が磨き上げた伝統と文化が将来へ継承されるよう、その環境の保全に努めることが必要です。

地球の温暖化、オゾン層の破壊、野生生物の種の減少などの地球環境問題は、あまり身近に感じる問題ではありませんが、わたしたち一人ひとりの生活や社会活動に伴う資源やエネルギーの消費が、地球全体に大きな影響を及ぼしているのです。日常的・積極的保全活動の一つひとつが地球を守り、人類の福祉に貢献することを認識し、取組みを進めていくことが必要です。

二本松市環境基本条例第3条(抜粋)

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、環境が有限のものであるとの意識の下、環境への負荷の低減に 努め、持続可能な循環型社会の形成が実現されるよう行なわなければならない。
- 2 環境の保全は、すべての社会活動が人類存続の基盤である生態系のもたらす恵みにより成り立っていることを認識し、多様な生物が生息できる豊かな環境を保護する心を養い、人と自然との共生が実現されるよう行なわなければならない。
- 3 環境の保全は、先人たちがそれぞれの地域固有の文化を育む中で磨き上げた歴史と 伝統を継承し、歴史的景観の保存及び活用により、その環境が将来にわたって維持さ れるようそれぞれの立場で協働し、自主的かつ積極的に持続性を保って行なわなけれ ばならない。
- 4 地球環境の保全は、地球を共有する人類共通の課題であり、日常生活による地球環境への影響をよく認識し、世界的視野に立ち積極的に推進されなければならない。

第2節 計画の位置付け・役割

本計画は、二本松市環境基本条例第 10 条に基づき策定されるものであり、市の将来の環境 像を具現化していくための基本となるものです。

今後、市が環境の保全を目的として実施する個別の施策は、本計画に基づき展開されることになります。

また、市民の環境に配慮した実践活動を具体的に示すものでもあります。

第3節 計画の対象とする環境の範囲

この計画の対象とする環境の範囲は、二本松市環境基本条例第9条に規定されている基本 方針を踏まえ、以下に示す4つとします。

生活環境

良好な水や大気の状況など、 安全と健康が守られた環境

地域環境

自然との豊かなふれあいや 良好な快適性がある環境

自然環境

多様な生態系が確保され、また あるべき姿として保全される環境

地球環境

持続可能な循環型社会による 地球規模での環境 二本松市環境基本条例第9条(抜粋)

(基本方針)

- 第9条 市は、環境の保全に関する計画の策定及び実施に当っては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本としなければならない。
 - (1) 市民の安全と健康が守られ、生活環境が保全され、自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
 - (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保存されること。
 - (3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。
 - (4) 持続可能な循環型社会の形成を推進するとともに、地球環境保全に貢献すること。

第4節 目指す指標

指標名	内 容
一人あたりのごみの排出量	現在の一日あたり 0.8kg/人から 0.6kg/人を目指します。
Val III → k FFF	市内全河川で生物化学的酸素要求量(BOD)3mg/&以下を目
河川水質	指します。
担党効用がつの批出具	1990 (平成 2) 年度のレベルから、市全体で 8%削減を目
温室効果ガスの排出量	指します。
四产 教本事类。 の名加老粉	震災以降実施していない「せせらぎスクール」を再開し、
環境教育事業への参加者数	参加者増を目指します。
四拉拉卧炉具	市域の除染を進め、長期的除染目標である、追加被ばく
環境放射線量	線量年間1mSv以下を目指します。

第5節 計画の期間

改定後の計画の期間は平成30年度(2018年度)を目標年として、平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)までの4年間を計画期間とします。二本松市長期総合計画の改訂やエネルギー政策などの国の動向により、必要に応じて計画の見直しを行います。

※ 環境基本計画は長期総合計画に掲げる「まち」の実現のため、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたもので、この計画に基づき、目標と行動計画を定め、進捗状況の確認を行いながら、取組みを進めていきます。

第6節 市、市民、市民団体、事業者及び滞在者の役割

計画を確実に推進し、環境像の達成を図るためには、市、市民、市民団体、事業者及び滞在者の役割(責務)を明らかにし、その役割(責務)を果たすことが大切です。

市の役割(責務)

- ・ 自然の条件や社会的な条件を踏まえた総合的な施策を策定し、実施します。また 必要に応じ、各関係機関と協力し、推進します。
- ・ 環境負荷の低減を目指した施策を推進します。
- ・ 市民、市民団体、事業者及び滞在者が計画に基づく取組みを自発的に行えるよう 支援を行ないます。
- 環境問題についての情報の発信を行います。

市民の役割 (責務)

・ 環境問題は、日常生活に伴う環境への負荷が集積して発生することを認識し、廃 棄物の抑制、資源及びエネルギーの節約、その他の環境への負荷を低減します。

市民団体の役割(責務)

- ・ 環境問題は、全ての主体が参加、協力して実践することが必要であり、各主体の 協働と責務に応じた取組みの推進を図ります。
- ・ 地域における活動拠点となり、環境活動の環を広げていきます。

事業者の役割 (責務)

- ・ 事業活動に伴って環境への負荷が発生することを認識し、公害の防止や自然環境 の適切な保全のために、必要な措置を行います。また廃棄物の抑制、適正な処理 及び再生資源につながる原材料等の利用等、環境への負荷の低減を図ります。
- ・ 市が実施する環境保全施策に協力します。

滞在者の役割(青務) ※滞在者…本市に観光、労働、就学等の目的でとどまる者

- ・ 本市に観光、労働、就学その他の目的で滞在することによって、環境へ負荷を与 えていることを認識し、廃棄物の分別や省エネルギーの実施など負荷の低減を図 ります。
- ・ 市が実施する環境保全施策に協力します。

第2章 二本松市の概況と環境問題

第1節 社会環境

1 位置

本市は、県庁所在地の福島市と郡山市の間に位置し、市の中心から国道4号で福島・郡山市ともに約30分程度の距離にあります。また、国道459号は、国道114号を介して、太平洋側の浪江町へと伸びています。

市域は南北約17km、東西約36kmと東西に長い形で、面積は344.65km2です。

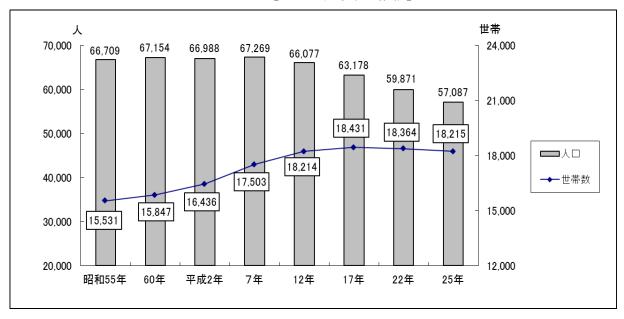
地勢は西部の安達太良山麓、中央部の平坦地、東部の阿武隈地域の3地帯に分類されます。西部の安達太良山麓は、奥羽山系に属する安達太良山(1,700m)の麓に広がる地域です。中央部の平坦地は、圏域を北流する阿武隈川を中心とする地域で、標高は200~300m程度です。東部の阿武隈地域は、阿武隈山系の北部に位置し、最も高い山は日山(1,057m)であり、全体に丘陵状の起伏の多い地形となっています。



2 人口、世帯数

本市は、平成 17 年 12 月 1 日に二本松市、安達町、岩代町、東和町が合併し、平成 26 年 4 月 1 日現在の現住人口は 56,548 人、世帯数 18,418 世帯となっています。近年、人口は減少傾向にあるため、中心市街地活性化や市街地整備事業などの居住環境整備をはじめ、子育て支援事業などによる人口定住化を図ることとしています。

【人口・世帯数の推移】

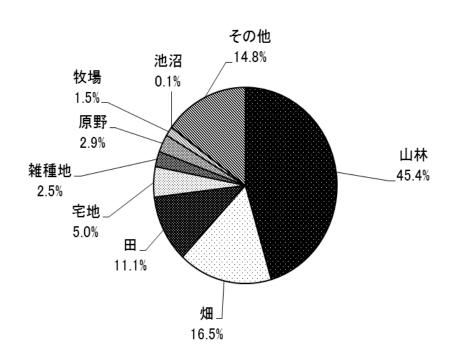


(資料:現住人口調査:各年4月1日現在)

3 土地利用

本市の面積は、合併に伴い344.65 Lm となり、そのうち45.4%を「山林」が占め、安達 太良山などの美しい自然に恵まれています。次いで「畑」「田」と続き、豊かな自然を有 していることがうかがええます。

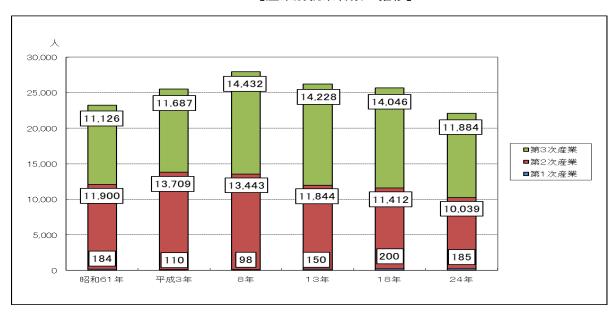
【土地利用状況】



(資料:固定資産概要調書(土地)平成26年1月1日現在)

4 産業

本市の産業別従業者数は、総人口の減少を受け、平成8年以降減少傾向にあります。 第一次産業人口は横ばいとなっているものの、第二次、三次産業人口ともに減少しています。



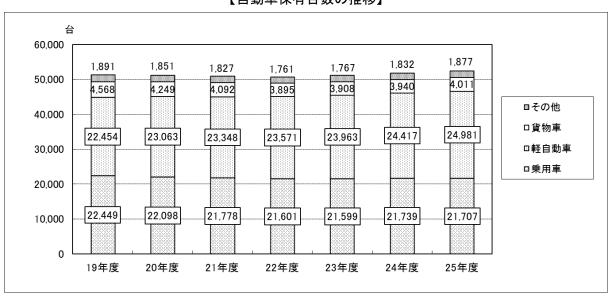
【産業別就業者数の推移】

(資料:農業センサス、世界農林業センサス、工業統計調査、商業統計調査)

5 交通

自動車保有台数は年々増加しており、平成 25 年度においては乗用車と軽自動車を合わせると 46,000 台程度となり、1.2 人に 1 台、1 世帯で 2.6 台の自動車を保有していることになります。

自動車排出ガスは地球温暖化への影響が大きいことから、自動車使用の抑制を行い、公 共交通機関の利用を促進することが必要です。



【自動車保有台数の推移】

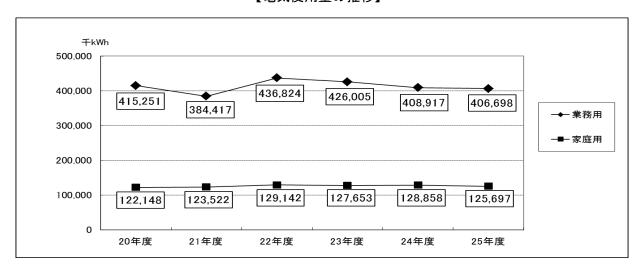
(資料:東北運輸局福島運輸支局 福島県内市町村別自動車数調)

6 エネルギー(電気)

石油やガス等の化石燃料の使用や電気の使用は、地球温暖化や大気汚染の原因となります。世帯数の増加や生活の態様、産業活動に伴い、エネルギーは、今後も多量に消費され続けます。

地球温暖化防止を図るためにも、省エネルギーに努め、環境への負荷が少ないライフスタイルへと移行していくことが必要です。

【電気使用量の推移】



備考 業務用…契約種別が業務用電力、高圧電力S、大口電力のものが対象 家庭用…契約種別が業務用電力、高圧電力S、大口電力以外のものが対象

(資料:東北電力株式会社福島営業所)

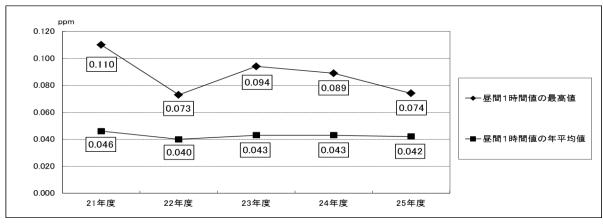
第2節 生活環境

1 大気

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線を受けて化学 反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となります。

本市では、福島県二本松合同庁舎において光化学オキシダントの測定をしております。 現在まで光化学注意報が発令されたことはありませんが、発令一歩手前の状況があったことが確認されています。また近年では、県内において PM 2.5 の数値が基準値を超えたことが観測されており、健全な大気環境を守っていくことが必要です。

【光化学オキシダント調査結果の推移】



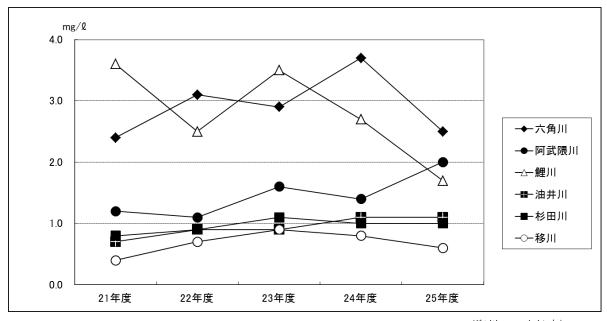
(資料:福島県)

2 水質

阿武隈川には達成することが望ましい基準として、法に基づく環境基準、生物化学的酸素要求量(BOD)が3mg/Q以下と定められています。その他の河川に対しての基準は定められていませんが、二本松市はもとより、県を代表する河川である阿武隈川に合流する河川で、特に六角川、鯉川のBOD値は高い傾向を示しています。水質汚濁は生活排水による有機物質、窒素、リンなどの負荷量の大きさにより増大します。水質を改善するための取組みが必要と考えられます。

【河川水質調査結果(BOD 値)の推移】 (単位:mg/Q)

水系	測定場所	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
六角川	塞の神橋	2.4	3.1	2.9	3.7	2.5
阿武隈川	智恵子大橋	1.2	1.1	1.6	1.4	2.0
鯉川	鯉川橋	3.6	2.5	3.5	2.7	1.7
油井川	油井川橋	0.7	0.9	0.9	1.1	1.1
杉田川	杉田橋	0.8	0.9	1.1	1.0	1.0
移川	移川橋	0.4	0.7	0.9	0.8	0.6



(資料:二本松市)

備考 鯉川及び六角川については、環境基準は定められていませんが、阿武隈川に適用されている環境基準 BOD3mg/Q以下を当てはめると、超過している年もあります。

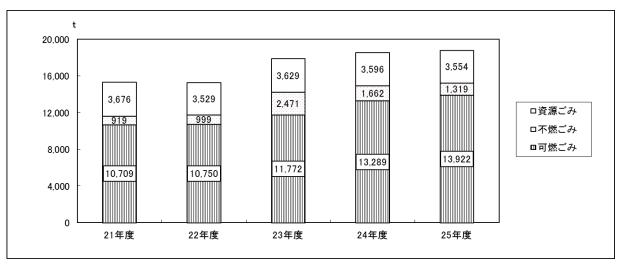
3 廃棄物

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムを改善し、環境にやさしい循環型社会の推進が進められています。

本市においては、平成19年10月1日に新しいごみの分別方法による5種19分別が施行されました。ごみの指定袋も従来の可燃、不燃ごみの2種類から5種類(可燃ごみ、

ビニール・プラスチックごみ、プラスチック製容器包装、破砕するごみ、埋立ごみ・衣類)に変更し、ごみの減量に取り組んでいます。市民の協力により、着実にごみの減量化と資源化が進んでいます。しかし、平成23年度以降は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故(以下、原発事故という。)の影響により、廃棄物の総量は増加傾向にあります。

【二本松市における廃棄物排出量の推移】

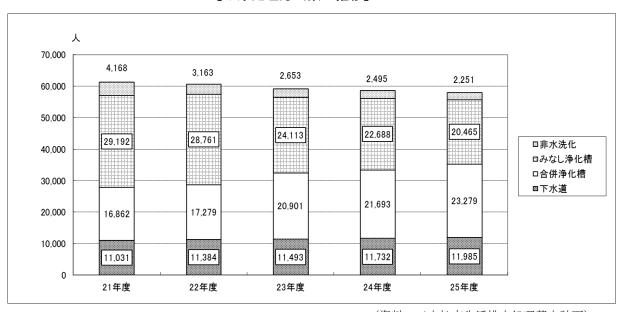


(資料:二本松市)

4 下水道·合併処理浄化槽

下水道や合併処理浄化槽は、悪臭、蝿や蚊の発生を防ぎ、伝染病発生を予防するとともに、汚水が河川等に直接排出されることを防ぎ、水環境をよみがえらせる働きをします。本市の下水道は、流域関連公共下水道事業(二本松、安達処理区)及び特定環境保全公共下水道(岳、岩代処理区)により計画的に進められています。また、下水道の未整備地域については、平成4年度から合併処理浄化槽の設置に対して補助をし、合併浄化槽の設置を推進しています。

【し尿処理方式数の推移】



(資料:二本松市生活排水処理基本計画)

5 騒音・振動

工場や事業所、建設作業等から発生する騒音・振動については、関係法令により規制され、遵守されている状況にあります。特に騒音は、直接人間の感覚に影響を与えることから「感覚公害」ともいわれ、自動車騒音、事業者・工場騒音等に加え、日常の家庭生活に起因する騒音など、発生源は様々です。

環境騒音調査及び自動車騒音調査では、過去に基準を超えた箇所もありましたが、最近では環境基準以下の数値を示しており、改善の傾向にあると思われます。

しかし、東北新幹線、東北自動車道における騒音については、環境基準を超えている箇 所が依然あり、その改善に向けて、引き続き事業者等に要望していくこととしています。

(1) 環境騒音調査

道路に面しない地域(一般地域)での環境騒音を市内3ヶ所で測定

(単位:デシベル)

	騒音レベル					理+车	環境基準						
from the last	環境 基準	H21	年度	H22	年度	H23	年度	H24	年度	H25	年度	垛 児	基 华
観測地点	類型	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
	規王	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間
若宮一丁目地内	C類型	53. 7	48. 8	54. 4	48. 6	52. 9	46. 6	47. 8	43. 0	55. 5	49. 1	60	50
金色地内	B類型	51. 7	44. 9	52. 4	51.0	47. 8	40. 7	52. 6	43. 2	49. 1	44. 9	55	45
表一丁目地内	A 類型	51. 7	47. 4	50. 3	52. 6	43. 1	39. 1	50. 4	41.6	49. 3	43. 4	55	45

(資料:二本松市)

(2) 自動車交通騒音実態調査

幹線道路に面する地域での自動車騒音を市内3ヶ所で測定

(単位:デシベル)

	TER 144		騒音レベル								環境基準		
先日 沿山土山 上	環境	H21	年度	H22	年度	H23	年度	H24	年度	H25	年度		奉 华
観測地点	基準類型	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
		間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間	間
若宮二丁目地内	C類型	67. 1	62. 1	67. 6	63. 5	66. 5	60. 4	68. 6	63. 1	67. 5	61.5	70	65
金色久保地内	B類型	61.3	53. 7	61. 1	53. 6	60. 4	52. 4	60. 1	53. 9	61. 9	54. 9	70	65
表一丁目地内	A 類型	64. 1	55. 2	63. 9	54. 1	63. 5	53. 7	62. 8	52. 2	63. 5	53. 3	70	65

(資料:二本松市)

第3節 動植物の概況

1 植物

a 植生

中央部の阿武隈川流域では、コナラ群落、桑園、水田雑草群落がモザイク状に広範囲に 分布しています。

二本松地域の西部では、安達太良山周辺に自然度の高い植生が残されており、寒帯、高山帯の自然植生である高山ハイデ及び風衝草原やブナクラス域自然植生であるクロベーヒメコマツ群落、イタドリーコメススキ群落が分布しています。また、岩代地域東部の日山やその周辺には、スズタケ型ブナ林が小規模であるが残されています。福島県植物誌では、阿武隈山地の上部の自然的特徴を指標するものとして貴重であると述べています。

b 注目すべき植物

本市で確認された注目すべきと考えられる植物は、11 科 14 種です。山地性の種であるミヤマツチトリモチ、アケボノシュスラン、福島県では分布の限られるヤマコウバシ、水辺にみられるミズニラなどが確認されています。

分類群	科名	和名	福島県レッドカテゴリー
シダ植物	ミズニラ	ミズニラ	準絶滅危惧
	ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ	絶滅危惧Ⅱ類
	クスノキ	ヤマコウバシ	準絶滅危惧
	キンポウゲ	レンゲショウマ	絶滅危惧Ⅱ類
	インがリク	アヅマハンショウヅル	絶滅危惧Ⅱ類
	オトギリソウ	オクヤマオトギリ	絶滅危惧 I 類
	ケシ	ナガミノツルキケマン	準絶滅危惧
種子植物	アブラナ	イワハタザオ	絶滅危惧Ⅱ類
	ユキノシタ	クロクモソウ	絶滅危惧Ⅱ類
	バラ	キビナワシロイチゴ	準絶滅危惧
	ツツジ	イソツツジ	希少
		アケボノシュスラン	絶滅危惧Ⅱ類
	ラン	コフタバラン	絶滅危惧Ⅱ類
		トキソウ	準絶滅危惧

(資料:二本松市農村環境計画報告書(平成19年度))

2 動物

a 注目すべき哺乳類

本市及びその周辺で確認された注目すべきと考えられる哺乳類は、6種です。ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンカモシカなどの山地性の種が確認されています。

科名	種類	福島県レッドカテゴリー
ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ	準絶滅危惧
ネズミ科	スミスネズミ	希少
オナガザル科	ニホンザル	注意
クマ科	ツキノワグマ	注意
ウシ科	ニホンカモシカ	注意
トガリネズミ科	カワネズミ	未評価

(資料:二本松市農村環境計画報告書(平成19年度))

b 注目すべき鳥類

本市及びその周辺で確認された注目すべきと考えられる鳥類は、7 科 12 種で、オオタカなどの猛禽類が多く、その生息を支えることができる、多様で豊かな自然が残されていることがうかがえます。

科名	種類	福島県レッドカテゴリー				
	オオタカ	絶滅危惧 I 類				
	ハチクマ	絶滅危惧Ⅱ類				
タカ科	ハイタカ	準絶滅危惧				
	ノスリ	準絶滅危惧				
	サシバ	準絶滅危惧				
ハヤブサ科	ハヤブサ	絶滅危惧 I 類				
ツグミ科	クロツグミ	絶滅危惧Ⅱ類				
ヒタキ科	コサメビタキ	絶滅危惧Ⅱ類				
	サンコウチョウ	準絶滅危惧				
ヒバリ科	ヒバリ	準絶滅危惧				
ウグイス科	オオヨシキリ	準絶滅危惧				
サンショウクイ科	サンショウクイ	準絶滅危惧				

(資料:二本松市農村環境計画報告書(平成19年度))

c 注目すべき両生類・爬虫類

本市及びその周辺で確認された注目すべきと考えられる両生類は、4 科 5 種、爬虫類は 1 科 1 種です。サンショウウオ類やモリアオガエルなどの山地性の種が確認されています。

科名	種類	福島県レッドカテゴリー
サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ	準絶滅危惧
リンショソワス件	クロサンショウウオ	準絶滅危惧
イモリ科	イモリ	準絶滅危惧
アカガエル科	ツチガエル	準絶滅危惧
アオガエル科	モリアオガエル	希少
ヘビ科	ヒバカリ	希少

(資料:二本松市農村環境計画報告書(平成19年度))

d 注目すべき昆虫類

本市及びその周辺で確認された注目すべきと考えられる昆虫類は、6 科 6 種です。

ヒメギフチョウ、オオムラサキなど里山に生息する種や、タガメ、オオルリハムシなど 水辺に依存する種が確認されているほか、河原など特殊な環境に生息するカワラハンミョ ウが確認されています。

科名	種名	福島県レッドカテゴリー
ハンミョウ科	カワラハンミョウ	
コオイムシ科	タガメ	絶滅危惧Ⅱ類
アゲハチョウ科	ヒメギフチョウ	
ハムシ科	オオルリハムシ	準絶滅危惧
シロチョウ科	ツマグロキチョウ	华州山极儿 以
タテハチョウ科	オオムラサキ	注意

(資料:二本松市農村環境計画報告書(平成19年度))

3 市内における外来生物の状況

日本古来の在来生物の存在を脅かすものとして、近年、外来生物の存在が問題となっています。外来生物は海外から入ってきた生物であり、身近なところで生育域を拡大しています。

平成 16 年度に指定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することとされております。

市内で確認されている特定外来生物を以下に表します。

a 植物

オオキンケイギク

黄色の目立つ花で、市内各所で見られます。道端や庭、花壇等にも植えられており、宿根と種で増えます。

オオハンゴンソウ

市内各所で見られ、耕作放棄地や土手などに集団 で黄色の花を咲かせています。宿根と種で増え、急 速に生育域を拡大しています。





アレチウリ

市内各所の道路法面や荒地で見られ、種子で繁殖 するその繁殖力の強さは、在来種の大きな脅威とな りつつあります。



b 哺乳類 アメリカミンク

市内で数件の目撃情報があります。



c 鳥類 ガビチョウ

市内各所で確認されており、数年前から市内での繁殖も確認されています。



d 両生類 ウシガエル

市内の一部地域で生息が確認されています。



e 魚類 ブラックバス

市内の河川、沼などで確認されています。



ブルーギル

市内の河川、沼などで確認されています。



第4節 市民・事業者等が求める環境施策

二本松市の環境の現況や長所・短所などを明らかにし、本市の環境が抱える問題点・課題などを把握し、環境基本計画をできる限り市民等の要望を取り入れたものにするためにアンケート調査を行ないました。

アンケート調査は市民(1,800人)、小学生(全小学5年生)、事業所(150事業所)を 対象として行ないました(回答率は、市民761人42.3%、児童572名100%、事業所80 事業所53.3%)。

※このアンケートは、東日本大震災及び原発事故前の本計画策定時(平成20年2月)に 実施されたものです。

1 市民

- (1) 市全体の環境の状況については、「不法投棄やポイ捨てが気になる」との意見も多く、 現実問題として、豊かな自然環境に恵まれていることとは相反した状況が見られました。 次いで「家庭からのごみの問題が気になる」との意見が多く、平成19年10月に変更されたごみの分別方法による戸惑いから生じた意見であると思われることと同時に、従来から高度の分別を行なってきた結果の、不適切なごみの排出に対する意識から出た意見とも 考えられます。また、次に続くのが「環境問題に対する意識が低いと感じる」との意見で す。ごみの削減・資源化に取組みながらも、一方では繰り返される無分別な行為に、環境 問題における背中合わせの状況が見受けられました。
- (2) 市で推進する「もったいない運動 30」の実践については、各項目に比較的高い割合での 取組み状況が見られました。個人レベルでは「もったいない」が意識され、生活に還元さ れていると考えられます。
- (3) 環境問題への取組みのひとつとして重要視されているマイバッグ等の使用については、 57%が「使用している」と回答しており、「もったいない運動」と併せて実質的取組みへ の下地は整っているものと思われます。
- (4) 環境問題への取組みに関する質問については、「環境問題についての情報が不足している」が最も多く、次いで「何をやったらいいかわからない」と続いています。昨今では、地球温暖化による気候変動や外国の環境問題などは情報量が多くなっていますが、それら環境問題に対する具体的な取組みについては情報が不足し、行動に結びついていない状況がうかがえます。情報提供の方法等を検討する必要があります。
- (5) 本市の将来環境については、「現状のままでよい」とする意見は少なく、「ごみのないまち」「川のきれいなまち」「空気のすんだまち」が望まれています。豊かな自然環境を意識するも、ごみの不法投棄等を憂慮する状況がうかがえます。
- (6) 望むべきまちを実現するために、「学校や会社での環境教育・学習」が突出して求められています。

児童生徒の活動により保護者が影響を受け、地域に変化をもたらします。会社での教育・学習が従業員の意識に働きかけていきます。連動した意識改革によって、より望むべきまちづくりがなされていくものと考えられます。

2 小学生

- (1) 家の周りで気がつくことに対する回答では「川や道路などにごみが捨てられていること」が最も多い状況にあります。小学生の視点からも、市民におけるアンケートと同様に、 ごみが捨てられていることを問題視しています。今後の対策が重要と考えます。
- (2) 地球環境問題については、最も多い回答が「地球の温暖化のこと」であり、「学校から」 学んだこととされています。学校での学習の成果であり、今後の重要な取組みと考えます。
- (3) 環境を守るために気をつけていることについては、「水を出しっぱなしにしないこと」 など、当たり前に行われるべき事柄が、当たり前に実践されているという状況にあります。 児童における実践行動は高い水準で行なわれているといえます。
- (4) 二本松市の将来の環境については、一般市民の回答と順位こそ違いますが、同様の内容で、「緑のおおいまちにする」「川がきれいなまちにする」「ごみのないきれいなまちにする」と回答されています。「今のままで良い」との答えは低く、現状より良好な環境のまちにしたいと望まれています。

3 事業者

- (1) 事業所が与える環境への負荷に対する回答では、「廃棄物の排出」「温室効果ガスの排出」が高い回答率を示しておりますが、「環境負荷なし」も同程度の比率の回答がなされています。事業所における意識改革などの取組みも、今後の重要課題であると考えます。
- (2) エネルギーに関する取組みについては、「照明器具の節電」「ごみの分別・リサイクルの推進」が高い回答率を得ています。

事業所において多量に消費される電気エネルギーと、環境への負荷が大きいと感じられるごみの問題について、関心が高いものと思われます。

- (3) 廃棄物処理については、「廃棄物の処理に多額の費用がかかる」との背景があります。 そのために、廃棄物削減に関する取組みにおいては、「廃棄物等の適正分別及び適正処理 (リサイクルへの協力)」が高い比率で回答されているものと思われます。
- (4) 環境保全の取組みについては「事業所として社員・従業員に対して環境教育や学習の場を提供している」「IS014001を取得している(IS014001の考えを取り入れることも含める)」といった回答の反面、「特に取組んでいない」が約49%と最も高い回答率となっています。上記(1) 同様に、事業所における積極的な環境問題への取組みの検討を行わなければならないものと考えます。
- (5) 環境保全に取組む際に必要なものとしては、「情報」がより求められている状況にあります。行政における情報提供の方法等について、検討しなければならないものと考えます。
- (6) 事業所における環境問題への取組みとしては「資源ごみ回収・環境美化・清掃活動」が 70%に近い回答を得ています。現在、婦人会や育成会等多くの団体による資源回収活動、 また、地区の生活環境委員会や企業等による環境美化・清掃活動が実施されています。 今 後とも、たゆまぬ地域に根ざした活動が求められています。

第3章 目標と基本方針

第1節 計画の目標

1 将来のあるべき姿

環境基本計画を策定するにあたり、二本松市の将来の環境像を次のように定め、その実現のために計画の推進を図ります。

ほんとの空のもと 豊かな自然を 永遠に育む 二本松

2 目標

環境像を実現するため、以下のように4つの目標を定めます。

- I. 資源やエネルギーの消費を抑制し、身近な資源の循環に努める
- Ⅱ. 豊かな自然の保護を進める
- Ⅲ. 歴史景観を保存し、活用を進める
- Ⅳ. 日常生活において身近な環境や地球規模での環境問題を意識し、行動する

I. 資源やエネルギーの消費を抑制し、身近な資源の循環に努める

わたしたちの生活は、化石燃料をはじめ様々な鉱物資源、エネルギーを使用して成り立っています。大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、多くの資源を消費し、水、大気、土壌など環境への大きな負荷を与えています。その結果として、現在の地球規模での環境問題が顕在化してきました。

現在の環境問題を解決し、わたしたちが将来にわたり、この地球上で暮らしていくためには、資源やエネルギーの消費を可能な限り抑制し、水、大気、土壌など環境への負荷を低減する持続可能な社会を構築することが不可欠です。

自然豊かな本市においても、市街地河川の水質汚濁や、環境基準を一時的に超える大気汚染やPM2.5の飛来などの問題に加え、原発事故由来の放射性物質による汚染問題が私達の生活空間全てに大きな影響を及ぼしています。

さらに、後を絶たない廃棄物の不法投棄や、一般廃棄物の減量化、資源化の推進など、 多くの環境問題、課題を抱えています。

これらの問題をよく認識し、市、市民、市民団体、事業所及び滞在者が一丸となって持続可能な循環型のまちづくりに参画することが必要です。

Ⅱ.豊かな自然の保護を進める

わたしたちの生活は、地球上に生息する動植物をはじめ、大気、水などから形成されている生態系が健全な状態で維持され、それぞれの役割を担うことにより成り立ってい

ます。しかし、わたしたちが豊かな生活を求め続けた代償として、自然の浄化能力を超えた環境負荷が作り出され、その影響により動植物の絶滅や気候変動など様々な環境問題が発生しました。結果として、わたしたちの生活は脅かさればじめてきています。

わたしたち人間は、この地球を構成する一員として生態系に配慮し、また健全な生態系の維持のために、必要な取組みを行なわなければなりません。豊かな生活の維持を求めて、自然と共生する生活様式への変化を進め、物質的な豊かさに加え、心の豊かな生活の維持を目指すことが必要です。

本市は豊かな水と緑のすばらしい自然を有しています。これらは健全な生態系の維持 に欠かせない要素でもあります。この豊かな自然の生態系に配慮し、維持し、保護する ことがわたしたちの使命です。

Ⅲ. 歴史景観を保存し、活用を進める

長年にわたり培われてきた風土や歴史的文化遺産は、本市を特徴付ける将来的にも保存すべき資源です。

自然環境と歴史的環境が一体となった本市の環境の特性に配慮するとともに、良好な 景観の創造と保全を図ることが必要です。

Ⅳ. 日常生活において身近な環境や地球規模での環境問題を意識し、行動する

わたしたちの日常生活や通常の事業活動が、本市の環境に影響を与えているだけでなく、地球規模での大きな環境問題に結びついていることを認識する必要があります。。

つまり、地球規模での環境問題は、わたしたちの生活や事業活動に伴う資源やエネルギーの消費の増大と深い関わりがあり、地球をひとつの生態系と考えた場合きわめて重要なことです。そうしたわたしたち自身の環境との関わりを認識し、各々が行動することが必要です。



第2編 基 本 計 画

第1章 施策の体系

第1節 計画の基本理念と将来のあるべき姿

将来のあるべき姿

ほんとの空のもと 豊かな自然を 永遠に育む 二本松

4 つの基本理念

環境への負荷 低減に努め、 持続可能な循 環型社会の形 成実現を目指 すこと 豊かな環境を 保護し、人と 自然との共生 の実現を目指 すこと 歴史的景観を 保存・活用し、 その環境を将 来にわたって 維持すること 全ての人が地球環境保全を自分自身の問題と考え、積極的に保全行動を行うこと

第2節 施策の体系

目標の達成に向けて、以下の施策体系により環境保全のための施策を展開します。

I. 資源やエネルギーの消費を抑制し、身近な資源の循環に努める

- 1. 既存エネルギーの有効活用・再生可能エネルギーの導入
- 2. 大気・土壌等生活環境の保全
- 3. 3Rの推進

Ⅱ. 豊かな自然の保護を進める

- 1. 水質保全の推進
- 2. 多様な自然環境の保全
- 3. 農村環境の保全・活用
- 4. 豊かな自然とのふれあいの推進

Ⅲ. 歴史的景観を保存し、活用を進める

- 1. 文化遺産の保全
- 2. 良好な景観の創出

Ⅳ. 日常生活において身近な環境や地球規模での環境問題を意識し、行動する

- 1. 地球温暖化対策等の推進
- 2. 環境教育・環境学習の推進

ほんとの空のもと

豊かな自然を

永遠に育む

二本松

第2章 将来のあるべき姿を目指して

I. 資源やエネルギーの消費を抑制し、身近な資源の循環に努める

第1節 既存エネルギーの有効活用・再生可能エネルギーの導入

<現況と課題>

今日の暮らしは、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造により形成されています。 しかし、有限な資源を浪費する現在の社会構造には限界があり、また、環境に対して大きな負荷も与えています。現在の暮らしを維持しながら、持続可能な社会を構築するためには、資源の消費を抑制し、環境負荷を低減していかなければなりません。

そのためにも、自然により補給される太陽、風力、バイオマス、地熱、水力などから生成される再生可能エネルギーの導入・普及が、循環型社会の形成には不可欠となります。 原発事故を契機として、これら再生可能エネルギーへの転換は一層重要になっています。 わたしたちが自らのライフスタイルを見直し、身近なことから取組んでいくことで、持続可能な社会を構築することにつながります。

<市が行うこと>

【資源・エネルギーの有効活用】

- ・資源・エネルギーの有効活用に関する情報の発信や、意識啓発を進めます。
- ・公用車等での資源・エネルギーの有効活用及びエネルギー効率のよい製品の導入に 取組みます。
- ・公共施設への高効率機器の導入・深夜電力の活用等に努めます。
- ・環境負荷の少ない交通システムの構築を目指します。
- ・地域の環境配慮を進めるための認定制度や仕組みの構築、優遇制度の導入等について検討します。
- ・環境家計簿など資源・エネルギーの有効活用について、評価する仕組みを確立し、 活用します。

【再生可能エネルギーの導入】

- ・公共施設への太陽光発電・太陽熱利用・地中熱利用システム等の導入に努めます。
- ・食品系・畜産系バイオマスエネルギーの有効利用を目指します。
- ・公共用施設・観光用施設での小型風力発電設備の導入に努めます。
- 森林バイオマスエネルギーの有効利用を目指します。
- ・農業用水路における小規模水力発電事業の導入を検討します。
- ・市民が再生可能エネルギー設備を導入する際の支援を行います。

<市民ができる取組>

【資源・エネルギーの有効活用】

- ・市が推進する「もったいない30の実践」を行い、無駄を省きます。
- ・市や関係機関などから資源・エネルギーの有効利用に関する情報を入手・活用し、 ライフスタイルの見直しを進めます。
- ・自家用車の使用を控え、公共交通機関の利用や、自転車、徒歩での移動に心がけます。
- ・買い替え時には、低公害車やトップランナー方式を利用したエネルギー効率の良い 製品の購入に努めます。

【再生可能エネルギーの導入】

・助成制度などを活用し、太陽光発電設備など再生可能エネルギーの導入に努めます。

<市民団体ができる取組>

【資源・エネルギーの有効活用】

- ・イベント開催時における公共交通機関の利用を促進します。
- ・資源・エネルギーの有効利用についての情報提供を行います。

【再生可能エネルギーの導入】

・太陽光発電設備など再生可能エネルギーの普及に協力します。

<事業者ができる取組>

【資源・エネルギーの有効活用】

- ・市が推進する「もったいない30の実践」を行い、無駄を省きます。
- ・市や関係機関などから資源・エネルギーの有効利用に関する情報を入手し、事業活動に活用するなどの業務の効率化を図ります。
- ・エネルギー効率の良い製品の開発及び導入に努めます。
- ・公共交通機関の利用を促進します。
- ・買い替え時には、低公害車やトップランナー方式を利用したエネルギー効率の良い 製品の購入に努めます。
- ・事業所における雨水、冷却水、処理水などの再利用に努めます。

【再生可能エネルギーの導入】

・助成制度などを活用し、太陽光発電設備など再生可能エネルギーの導入に努めます。

<滞在者ができる取組>

【資源・エネルギーの有効活用】

- ・市が推進する「もったいない30の実践」を行い、無駄を省きます。
- ・市や関係機関などから資源・エネルギーの有効利用に関する情報を入手・活用し、 ライフスタイルの見直しを進めます。
- ・自家用車の使用を控え、公共交通機関の利用や、自転車、徒歩での移動に心がけます。
- ・買い替え時には、低公害車やトップランナー方式を利用したエネルギー効率の良い 製品の購入に努めます。

第2節 大気・土壌等生活環境の保全

く現況と課題>

生活環境問題としては、さまざまな項目があげられます。

まず、東日本大震災に伴う原発事故による放射性物質の拡散により、環境汚染、健康不安、風評被害などの様々な放射能被害があります。その対策として市では、環境放射線量の調査や自家消費用農産物・飲料水の検査、人体への外部被ばくや内部被ばく量の検査などの取り組みを行っています。

また、二本松市除染実施計画に基づき、市全域で住宅や事業所・公共施設などの建物、農地や山林といった土地の除染を急ピッチで進めています。

放射線被ばくからの影響を軽減させるための取組みと、放射線量のモニタリングが継続的に必要です。

大気汚染の原因としては、事業活動や自動車からの排気ガスの発生などがあげられます。 事業所の排気ガスについては、大気汚染防止法や県条例により規制され、遵守されている状況です。しかし自動車排気ガスについては、国道4号など交通の要衝地が存在し、排出量は多い状況にあるといえます。

豊かな自然を有する本市では、環境問題としての大気汚染の認識は希薄であるともいえます。しかしながら、自動車排気ガスなどが主な要因となる光化学オキシダント(スモッグ)については、環境基準値を超過した、比較的高い濃度が観測されたこともあります。また、近年報道等で注目を集めているPM2.5についても、県内で注意喚起情報が出されるなど、より直接的な影響が懸念されます。

土壌汚染の原因については、事業所における油や有機溶剤などの化学物質の不適切管理による漏洩や、事故時の飛散などにより土壌中に浸透し、土壌や地下水を汚染します。また、産業廃棄物の不適切処理・管理においても土壌や地下水を汚染します。

騒音・振動の原因としては、新幹線や自動車の走行によるものがあります。国道など主要な幹線道路沿いでは、交通量の増加に伴い、騒音・振動の増加が懸念されます。また最近では、ペットの鳴き声など私たちの生活から発生する生活騒音や、商業施設から発生する騒音など、身近なところからの影響が問題になっています。

悪臭も騒音・振動と同じく、感覚公害といわれています。家畜のふん尿や事業活動にお

ける排気ガスなどが悪臭の原因となり、苦情の発生となることがありますが、感じ方には 個人差もあり、対策が難しい問題のひとつです。また、生活ごみ等の野焼きが安易に行わ れることによる煙害問題も発生しています。

環境共生都市の実現のためには、地域の自然的・社会的な環境特性に配慮した計画的で 適正な土地利用が求められています。また、持続可能なまちづくりに向けた今後の都市計 画のあり方を整理する必要があります。

<市が行うこと>

- ・市内の除染を早急に実施し、安全・安心な生活環境の確保に努めます。
- ・放射線量のモニタリングを継続的に行い、公表します。
- ・自家消費用農産物や飲料水の放射線量の検査を行います。
- ・市民の健康管理対策を行います。
- ・大気汚染等の継続的な監視や調査を行い、公表および改善を進めます。
- ・事業所などへの立入り調査や改善指導を行います。
- ・道路の保守・管理を行い、騒音・振動を抑制します。
- ・不適切な焼却行為(野焼き)の監視、指導を強化します。
- ・環境に配慮した土地利用を推進します。

<市民ができる取組>

- ・ごみの分け方・出し方を理解し、適切な排出を行います。
- ・地域の放射線量を把握するとともに、放射線に対する正しい知識を身に付けます。
- ・市民の健康管理に関する事業に協力します。
- ・公共交通機関や自転車を積極的に利用します。
- ・駐停車時には駐車場を利用するなど、道路の渋滞緩和に努めます。
- ・エコドライブの実践や低公害車の使用に努めます。
- ・自家用車の適正な点検・整備を行います。
- ・側溝など身近なところの清掃に心がけるなど、生活からの悪臭の発生を防止します。
- ・生活における騒音、悪臭の発生による近隣への影響に配慮します。

<市民団体ができる取組>

- ・放射線に対する正しい知識を広める活動を行います。
- ・市民の健康管理に関する事業へ協力します。
- ・公共交通機関や自転車の利用、エコドライブを広める活動を行います。
- ・地域における清掃、美化活動を推進します。
- ・市民参加による大気汚染等公害問題にかかる学習活動を行います。

<事業者ができる取組>

- ・法令や条例、協定などに基づく規制を遵守します。
- ・市民の健康管理に関する事業に協力します。
- ・駐停車時には駐車場を利用するなど、道路の渋滞緩和に努めます。
- ・エコドライブの実践や低公害車の使用に努めます。
- 適切な焼却を行います。
- ・排気ガスや臭いの発生する施設の適切な整備や、メンテナンスを徹底します。
- ・産業廃棄物は適正に処理します。
- ・油や有害物質などを土壌に漏洩させないよう適正に管理し、緊急事態の際は適切に対 応します。
- ・低騒音、低振動型機械の使用に努めます。

<滞在者ができる取組>

- ・ごみの分け方・出し方を理解し、適切な排出を行います。
- ・公共交通機関や自転車を積極的に利用します。
- ・駐停車時には駐車場を利用するなど、道路の渋滞緩和に努めます。
- ・エコドライブの実践や低公害車の使用に努めます。
- ・自家用車の適正な点検・整備を行います。
- ・生活における騒音、悪臭の発生による近隣への影響に配慮します。



第3節 3Rの推進

く現況と課題>

3 R とは、ごみの減量化 (リデュース)、再利用 (リユース)、再資源化 (リサイクル) を進め、循環型社会を形成し、環境負荷の少ない持続的発展を目指すための取組みです。

まずは、ごみの適切な処理と「もったいない」の心で、ごみを出さない取組みが求められます。

また、豊かな自然を有する本市でありますが、人目のつかない場所では不法投棄やポイ 捨て、生活ごみ等の野焼きが後を絶ちません。これらの行為は景観を壊すだけでなく、土 壌汚染や悪臭の発生、生態系への悪影響など様々な影響を及ぼすこととなります。

<市が行うこと>

【ごみの減量化】

- ごみの減量のための情報提供、イベントの開催による啓発を推進します。
- ・マイバッグ(マイふろしきを含む)、マイ箸、マイボトルの普及を図ります。
- ・グリーン購入の普及を図ります。

【再利用、再資源化】

- ・リサイクルのための情報提供、イベントの開催による啓発を推進します。
- ・公共事業におけるリサイクルを推進します。
- ・グリーン購入の普及を図ります。

【不法投棄、ポイ捨て、野焼きの撲滅】

- ・不法投棄やポイ捨て、野焼きの監視、指導を強化します。
- ・警察等の関係機関との相互の連携を図り、不法投棄被害の拡大防止に努めます。
- ・モラルの向上を図るための啓発活動を実施します。
- ・条例、要綱等を整備し、継続的な事業実施に努めます。

<市民ができる取組>

【ごみの減量化】

- ・壊れた物もできるだけ修理して使います。
- ・買い物をするときには、ごみの出ない物や環境負荷の少ないものを選びます。
- ・買い物をするときにはマイバッグを持参し、レジ袋は断ります。
- ・マイ箸を持参し、割り箸の使用を減らします。
- ・マイボトルを持参し、飲料水関係のごみの量を減らします。
- ・過剰包装は断ります。
- ・ごみの分け方・出し方を理解し、適切な排出によりごみの減量化に努めます。

【再利用、再資源化】

- ・ごみの分け方・出し方を理解し、適切な排出によりごみの減量化に努めます。
- ・地域の資源回収活動に協力します。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットを活用し、資源の有効活用を図ります。
- ・家電リサイクル法等の対象家電品は法に従い、適切な処理を行います。

【不法投棄、ポイ捨て、野焼きの撲滅】

- ・屋外で生じさせた飲料品容器等のごみは適切に処分します。
- ・不法投棄やポイ捨て、野焼きの監視と通報に協力します。
- ・所有地を適正に管理し、不法投棄、ポイ捨てがされない環境づくりに心がけます。
- ・家電リサイクル法等の対象家電品は法に従い、適切な処理を行います。

<市民団体ができる取組>

【ごみの減量化】

- 物を修理して使うためのシステムづくりを推進します。
- ・ごみが削減される食材の調理方法や処理方法の検討と啓発を行います。
- ・フリーマーケットを開催し、不用品の再使用を推進します。

【再利用、再資源化】

- ・物を修理して使うためのシステムづくりを推進します。
- ・フリーマーケットを開催し、不用品の再使用を推進します。
- ・資源ごみの集団回収を推進します。

【不法投棄、ポイ捨て、野焼きの撲滅】

- ・不法投棄やポイ捨て、野焼きの監視と通報に協力します。
- ・モラルの向上を図るための啓発活動を実施します。

<事業者ができる取組>

【ごみの減量化】

- ・白色トレイや牛乳パックなどを店頭回収し、リサイクルに協力します。
- ・業務改善や原材料の見直し等をすることにより、ごみ排出量を削減します。
- ・ポイント制の導入などによりマイバッグを推進します。
- ・食品廃棄物、間伐材などを堆肥化し、利用するシステムを導入します。

【再利用、再資源化】

- ・白色トレイや牛乳パックなどを回収し、リサイクルに協力します。
- ・廃棄物の分別を徹底し、リサイクルを推進します。
- ・環境負荷の少ない原材料等の調達に努めます。
- ・フリーマーケットの開催を支援します。
- ・廃棄物になりにくい、リサイクルしやすいなど環境に配慮した製品の製造、販売を 推進します。

【不法投棄、ポイ捨て、野焼きの撲滅】

- ・産業廃棄物は、法に基づく処理契約や廃棄物管理票の管理などによる適正な処理を 行います。
- ・所有地の適正管理による、不法投棄されない環境の整備に努めます。
- 不法投棄やポイ捨て、野焼きの監視と通報に協力します。
- ・飲料品等の販売にあたっては、消費者に対するポイ捨て防止措置の実施に努めます。

<滞在者ができる取組>

【ごみの減量化】

- 壊れた物もできるだけ修理して使います。
- ・買い物をするときには、ごみの出ない物や環境負荷の少ないものを選びます。
- ・買い物をするときは、マイバッグを持参し、レジ袋は断ります。
- ・マイ箸を持参し、割り箸の使用を減らします。
- ・マイボトルを持参し、飲料水関係のごみの量を減らします。
- ・過剰包装は断ります。
- ・ごみの分け方・出し方を理解し、適切な排出によりごみの減量化に努めます。
- ・イベントなどでは、主催者のルールに従った適正なごみ処理に協力します。

【再利用、再資源化】

- ・ごみの分け方・出し方を理解し、適切な排出によりごみの減量化に努めます。
- ・地域の資源回収活動に協力します。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットを活用し、資源の有効活用を図ります。
- ・白色トレイや牛乳パックなどは店頭に配置されている回収ボックスを利用し、リサイクルを進めます。
- ・家電リサイクル法等の対象家電品は法に従い、適正な処理を行います。

【不法投棄、ポイ捨て、野焼きの撲滅】

- ・屋外で生じさせた飲料品容器等のごみは適切に処分します。
- ・不法投棄やポイ捨て、野焼きの監視と通報に協力します。



Ⅱ. 豊かな自然の保護を進める

第1節 水質保全の推進

<現況と課題>

市内には阿武隈川、油井川、鯉川、六角川、口太川、安達太田川、杉田川など大小の河川があり、また安達太良山に代表される豊かな森林資源は、水源涵養による豊富な地下水や湧水を提供してくれます。これら清らかな水は私たちの生活はもとより、農業用水、工業用水などに利用され、豊かな生活を支える基盤となっています。

しかし、本市においても水質の悪化は顕在化しており、特に市街地を流れる鯉川、六角川にその状況は見受けられます。水質汚濁は水の中の有機物や窒素、リンなどの負荷量が増大し起こるものですが、これらの原因には生活排水等の影響が大きいことから、汚水浄化のための下水道接続、合併処理浄化槽設置の推進が急務となっています。

<市が行うこと>

- ・下水道の整備と接続の推進を図ります。
- ・合併処理浄化槽の設置の推進を図ります。
- ・生活排水路の整備と適正な維持管理を推進します。
- ・汚濁の進む河川については、継続的な監視や調査を行い、公表及び改善を進めます。
- 事業所などへの立入り調査や改善指導を行います。
- ・河川清掃などの環境保全活動を実施します。

<市民ができる取組>

- ・市や市民団体が主催する環境保全活動に参加します。
- ・油は直接排水口に流さず、適正に処理します。
- ・下水道整備地区においては、排水設備を設置し、下水道へ接続します。
- ・下水道未整備地区においては、合併処理浄化槽を設置します。
- ・合成洗剤の使用は控え、自然にやさしい洗剤を適量使用します。

<市民団体ができる取組>

- ・水生生物の調査を行い、身近な河川の水質を把握するイベントを開催します。
- ・新たな水質保全の取組みを広げます。
- ・河川清掃などの環境保全活動を実施します。
- ・河川や湖沼の再生活動に参加します。

<事業者ができる取組>

- ・排水に係る基準値を遵守します。
- ・下水道整備地区においては、排水設備を設置し下水道へ接続します。
- ・下水道未整備地区においては、合併処理浄化槽を設置します。
- ・家畜のし尿は堆肥化し、周辺への流出防止対策を行います。
- ・化学肥料や農薬は適正に使用するとともに、使用量の削減に努めます。
- ・化学物質を敷地内土壌に浸透させないよう、リスクを把握して適正に管理します。

<滞在者ができる取組>

- ・市や市民団体が主催する環境保全活動に参加します。
- ・油は直接排水口に流さず、適正に処理します。
- ・合成洗剤の使用は控え、自然にやさしい洗剤を適量使用します。

第2節 多様な自然環境の保全

<現況と課題>

本市は、福島県の中央北部に位置し、西には智恵子抄で詠われた安達太良山がそびえ、東には阿武隈の美しい山並みを臨み、市の中央を阿武隈川が流れる自然に恵まれた地域です。国立公園として磐梯朝日、県立自然公園として霞ヶ城公園、阿武隈高原中部、県指定の緑地環境保全地域として稚児舞台、島山の花崗岩の奇岩・怪石、ユキヤナギが保全対象となっています。土地利用の状況においても、山林が約45%、畑が約17%、田が約11%と全体の約73%を占め、豊かな緑と水、大地に恵まれた地域となっています。

しかし、生産年齢人口が減少するとともに、中山間地域の人口も減少し、そのため山林の管理不足による荒廃や耕作放棄地の増加が見られ、多様な自然環境が失われつつあります。また、不法投棄の増加や外来生物の生育域の拡大、イノシシ等の有害鳥獣の増加などの問題も顕在化しています。さらに、原発事故による森林の放射能汚染も課題となっています。

様々な主体により、豊かな自然を基調とした、本市の美しい景観を守っていくことが必要です。

<市が行うこと>

- ・美しい里山風景の保全を図ります。
- ・地域住民と市が連携して行う、森林の管理・保護の仕組みを検討します。
- ・森林整備を進め、木材の地域循環の仕組みを検討します。
- ・生活圏における森林除染を推進します。

- ・野生生物の生息状況調査を実施、施策に活かします。
- ・地域に特有の生態系に影響を与える外来種の駆除を検討します。
- ・有害鳥獣の計画的な捕獲等も含めた野生生物との共生の方法を検討します。
- ・森林保全による水源涵養を推進します。
- ・湧水地やため池、湿地などを調査し、多様な自然の保全を進めます。

<市民ができる取組>

- ・地域の里山を守る活動を行います。
- ・市と連携した森林の管理・保護に、参加、協力します。
- ・所有する森林を適切に管理、保全します。
- ・ブラックバスなどの外来種やペットは、自然の中に逃がしません。
- ・森林ボランティア活動に参加します。
- ・自宅の庭や生垣の緑化を進めます。

<市民団体ができる取組>

- 森林ボランティア活動を推進します。
- ・市と連携し、野生生物の生息状況調査を推進します。
- ・地域に特有の生態系に影響を与える外来種を駆除します。
- ・緑化活動を推進します。

<事業者ができる取組>

- ・里山を守る活動に参加、協力します。
- ・所有する森林や緑地を適切に管理、保全します。
- ・開発行為においては、里山景観や自然環境に配慮します。
- ・木材資源の地産地消に協力します。
- ・地域に特有の生態系に影響を与える外来種の駆除に参加、協力します。
- ペットを販売する際は適正な飼育を指導します。

<滞在者ができる取組>

- ・市と連携した森林の管理・保護に参加、協力します。
- ・ブラックバスなどの外来種やペットは、自然の中に逃がしません。
- ・森林ボランティア活動に参加します。

第3節 農村環境の保全・活用

<現況と課題>

本市の農業は、米を基幹作物として、野菜、畜産、果樹等を組み合わせた複合経営となっており、米、野菜、畜産の産出額はそれぞれ約30%程度とバランスの取れた農業が行われています。しかし、近年は農家数及び農家世帯の人員数が減少し、その結果、耕作放棄地の増加による田畑の荒廃が進んでいるのも現状です。

さらに、耕作放棄地は固有種が優先して繁茂したり、土地の乾燥を進めてしまうなど、 生物の生息環境の悪化を招いています。

加えて、原発事故による放射能汚染により、市内農地の除染作業が現在も継続しています。安全性が確認された農産物においても、風評被害による販売量の落ち込みは大きく、 農業生産意欲の減退を招いています。

安全安心な農産物の生産と地産地消の推進という、原発事故前には当たり前であった農業生産の方向性については、今後も変えることなく、地域農業の再生を進めていく必要があります。原発事故対策の継続と風評被害の払拭、農地の有効活用による農業の活性化と、生物の生息環境の確保が望まれます。

<市が行うこと>

- ・農地の除染等、生産現場への対策を進めます。
- ・生産物のモニタリング調査を実施し、風評被害対策を推進します。
- ・農業系汚染廃棄物の処理方法を検討します。
- ・農用地の集積、農業の組織化、共同化など農業経営の改善を図ります。
- ・自然環境に配慮した農業基盤の整備を推進します。
- ・環境保全型農業を推進します。
- 市民農園としての活用など耕作放棄地の有効活用について検討します。
- ・美しい農村景観の確保に努めます。
- ・地産地消を推進します。
- ・地元農産物の学校給食での使用を推進します。

<市民ができる取組>

- ・農地のもつ自然環境としての公益的機能を理解し、保全に協力します。
- ・地元農産物の購入に努めます。
- ・家庭菜園などでは、減農薬、減化学肥料に努めます。

<市民団体ができる取組>

- ・耕作放棄地の有効利用の手法について検討します。
- ・地産地消を進める取組みを実施します。
- ・農地を活用したイベントや学習会を開催します。

<事業者ができる取組>

- ・環境保全型農業を推進します。
- ・食の安全・安心に配慮した農業と、地産地消を推進します。
- ・堆肥化した家畜ふん尿を有効利用します。
- ・農機具、農業資材の購入、廃棄にあたっては、環境に配慮します。
- ・耕作放棄地の有効活用について検討します。
- ・農業の組織化、共同化などの経営改善を推進します。

<滞在者ができる取組>

- ・地元農産物の購入に努めます。
- ・家庭菜園などでは、減農薬、減化学肥料に努めます。

第4節 豊かな自然とのふれあいの推進

<現況と課題>

わたしたちは、豊かな生活を求め、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造の中で暮らしています。しかし、生活が豊かになればなるほど、自然とのふれあいを求め、自然に癒しや安らぎを求めます。また、わたしたちは、空気はもとより、衣食住のすべてにおいて自然からの恵みのもとに生かされています。

平成 19 年度に実施した市民アンケートにおける本市の環境特徴について、「緑、きれいな川、自然豊か」「景観の良いところがたくさんあります」「わたしの住んでいるところは穏やかな場所でよかったと思っています」「森が多くて、とても星のきれいな所、ホタルもたくさんでます」などの記述が多くありました。しかしその一方で、「自然の良さに気付いていないのでは」という意見も見られました。

そうした点からも、豊かな自然と歴史、文化を知り、ふれあう機会の創出が望まれます。 自然とふれあう、という意味では原発事故の影響による不安は払拭できませんが、以前の ような環境を取り戻すための除染や環境放射線量のモニタリングを継続しながら、わたし たちの身の回りの自然環境を学ぶ取り組みが必要です。

<市が行うこと>

- ・生活空間の除染と継続した環境放射線量のモニタリングを進め、子供たちが遊ぶこと のできる自然環境の創出を進めます。
- ・豊かな自然を活かしたイベントの開催を進めます。
- ・自然とふれあえる公共施設の整備や情報の発信を行います。
- ・里山を活用したグリーンツーリズムを推進します。
- ・自然に親しむ催しの開催や、市民団体主催事業への協力を行います。

<市民ができる取組>

- ・グリーンツーリズム事業に参加するとともに、市外からの参加を呼びかけます。
- ・自然に親しむ催しやボランティアなどに参加し、自然の大切さを学びます。

<市民団体ができる取組>

- ・自然に親しむ催しを開催します。
- ・グリーンツーリズム事業を推進します。
- ・公園や遊歩道などの自然とふれあえる場所を整備し、管理します。

<事業者ができる取組>

- ・自然に親しむ催しに参加、協力します。
- ・グリーンツーリズム事業を推進します。
- ・公園や遊歩道などの自然とふれあえる場所の整備・管理に協力します。
- ・所有している緑地を自然観察会などに活用します。

<滞在者ができる取組>

- グリーンツーリズム事業に参加します。
- ・自然に親しむ催しやボランティアなどに参加し、自然の大切さを学びます。



Ⅲ. 歴史景観を保存し、活用を進める

第1節 文化遺産の保全

<現況と課題>

史跡や遺跡、有形・無形文化財など、本市には多くの歴史的文化遺産が存在します。 県立霞ヶ城公園などは歴史と自然が調和した美しい景観を形成し、市民の憩いの場となっています。

先人が残した文化遺産は、今を生きるわたしたちに自然と共生するための知恵を与えて くれる重要な財産となります。

<市が行うこと>

- ・文化遺産を生かした地域の環境づくりを推進します。
- ・歴史・文化に関する情報発信による郷土意識、保護意識の高揚を図ります。
- ・文化遺産とそれを取り巻く自然環境を保護するための活動に協力します。

<市民ができる取組>

- ・地域の祭りや行事に参加し、郷土文化に対する関心と理解を高めます。
- ・市の史跡や文化財を知り、保護する活動に参加します。
- ・身近な巨樹・巨木や社寺林等を守り、育てます。

<市民団体ができる取組>

- ・文化遺産とそれを取り巻く自然環境を保護するための活動を行います。
- ・文化遺産の紹介と保護意識の向上啓発活動を行います。

<事業者ができる取組>

- ・文化遺産とそれを取り巻く自然環境を保護する活動に参加、協力します。
- ・開発行為においては、文化遺産やそれを取り巻く自然環境に配慮します。
- ・地域の祭りや行事に参加、協力します。

<滞在者ができる取組>

- ・地域の祭りや行事に参加し、郷土文化に対する関心と理解を高めます。
- ・市の史跡や文化財を知り、保護する活動に参加します。

第2節 良好な景観の創出

<現況と課題>

本市の環境特性は、豊かな自然です。自然環境と一体をなしている景観資源は、人と自然とのふれあいを保つために重要であり、保存が必要です。特に本市は、豊かな自然の中に観光資源が存在し、特徴的で貴重な景観資源を創出しています。また、里山などわたしたちが古くから生活の場で活用し、親しんできた身近な自然景観も重要です。

これらの特徴的で、貴重な景観資源を守るため、人工物の介在においては、調和のとれた高さや形状、色などへの十分な配慮が求められます。

さらに、森林や河川におけるごみの不法投棄や、道路沿いにおけるポイ捨てなども景観 を阻害する要因となっており、環境美化活動の推進が望まれます。

<市が行うこと>

- ・歴史的建造物や自然環境と調和のとれた景観形成を図り、特徴的で、美しいまちづく りを推進します。
- ・景観意識の高揚と市民合意の形成を支援します。
- ・公共施設における緑化など目に見える緑の割合の向上を図ります。
- ・開発行為においては、歴史的建造物への配慮や緑の保全、周囲の景観に配慮するなど、 調和のとれた開発を指導します。
- ・身近な里山や耕作放棄地などを整備し、視覚的な荒廃感の要因を排除します。
- ・公徳心高揚都市公園清掃や河川側溝清掃運動などの環境美化活動を市民、市民団体、 事業所と連携して実施します。

<市民ができる取組>

- ・自分の住む地域などの身近な景観について、みんなで考え、話し合いながら行動し、 積極的に良好な景観形成に取り組むように努めます。
- ・住宅の壁や堀などには、周囲の景観に配慮した色使いに努めます。
- ・所有地の整備を行い、良好な景観の確保に努めます。
- ・公徳心高揚都市公園清掃や河川側溝清掃などの環境美化活動に参加し、美しい景観の 確保に努めます。
- ・空き缶やたばこ等のごみは適切に分別し処分します。

<市民団体ができる取組>

- ・公徳心高揚都市公園清掃や河川側溝清掃などの環境美化活動へ参加し、美しい景観の 確保に努めるとともに、
- ・空き缶やたばこのポイ捨て防止活動などの清掃活動を行います。
- ・身近な里山や耕作放棄地、空き地などを整備する手法の検討を行います。

<事業者ができる取組>

- ・事業所内及び周囲の清掃活動を定期的に実施します。
- ・事業所や地域の緑化活動に参加、協力します。
- ・広告や建築物のデザインを検討する際には、周囲の景観に配慮します。
- ・開発行為においては、歴史的建造物や緑の保全、そして周囲の景観に配慮します。
- ・環境美化活動に参加し、美しい景観の確保に努めます。
- ・空き缶やたばこのポイ捨て防止活動などの清掃活動を行います。

<滞在者ができる取組>

- ・環境美化活動に参加し、美しい景観づくりに協力します。
- ・空き缶やたばこ等のごみは適切に分別し処分します。



Ⅳ. 日常生活において身近な環境や地球規模での環境問題を意識し、行動する

第1節 地球温暖化対策等の推進

<現況と課題>

石油などの化石燃料の使用増加や森林の大量伐採などによって、二酸化炭素をはじめと した温室効果ガスが増加し、地球の平均気温の上昇、気候変動などが顕在化しています。 地球温暖化問題は、わたしたちにとって重大な問題であり、世界規模で早急に取り組まな ければなりません。

また、有害な紫外線を防ぐ役割を持つオゾン層の破壊や窒素酸化物等が原因で発生する酸性雨・酸性雪などの環境問題もわたしたちの生活に影響を及ぼしています。

これらは世界規模の問題ではありますが、わたしたち一人ひとりの生活に根ざした、地域の実情に合った取組みが重要であることを認識し、計画、実施することが求められます。

<市が行うこと>

- ・地域温暖化等についての情報の発信を行います。
- ・市域における地球温暖化対策を推進します。
- ・公共施設における地球温暖化対策を推進します。
- ・温室効果ガスの吸収源である、森林の増加と適切な維持・管理を図ります。
- ・家庭における地球温暖化対策の必要性を周知し、支援します。

<市民ができる取組>

- ・地球温暖化等について関心を持ち、ライフスタイルの見直しによる環境負荷の低減を 図ります。
- ・市、市民団体、事業者などの各主体と連携した地球温暖化対策に効果的な取組みに参加します。
- ・自家用車の使用を控え、公共交通機関の利用や、自転車、徒歩での移動に心がけます。
- ・暮らしの中からの温室効果ガスの排出量を把握し、削減に努めるとともに、植林や森 林ボランティア活動などへ参加します。

<市民団体ができる取組>

- ・地球温暖化等に対する意識啓発のためのイベントや学習会を開催します。
- ・イベント開催時には公共交通機関の利用を促進します。
- ・市、市民、事業者などの各主体と連携した地球温暖化対策に効果的な取組みを推進します。

<事業者ができる取組>

- ・地球温暖化等についての情報の収集や事業の効率化等、業務改善による環境負荷の低 減を推進します。
- ・市、市民団体、市民などの各主体と連携した地球温暖化対策に効果的な取組みに参加、 協力します。
- ・ばい煙発生施設など、排気ガスの発生による環境負荷のある施設の適切な運転及び定期メンテナンスの実施に努めます。

<滞在者ができる取組>

- ・市、市民団体、事業者などの各主体と連携した地球温暖化対策に効果的な取組みに参加します。
- ・自家用車の使用を控え、公共交通機関の利用や、自転車、徒歩での移動に心がけます。
- ・生活からの温室効果ガスの排出量を把握し、削減に努めるとともに、植林や森林ボランティア活動などへ参加します。

第2節 環境教育・環境学習の推進

<現況と課題>

今日の環境問題は、地球温暖化問題に代表されるように、地球規模の広がりをもっているものであり、すべての人が被害者となる可能性があるのと同時に、すべての人が加害者となり得るものでもあります。

環境問題の本質や解決手段について、一人ひとりが知り、考え、行動することが求められています。そのための環境教育・環境学習や、環境教育を行う人材の育成が必要です。 人と地球(環境)の関わりを認識し、自らの意思で行動することにより、持続可能な社会を構築することができるものと考えます。

<市が行うこと>

- ・環境問題についての情報の発信を行います。
- ・放射線に関する正しい理解を深めるため、放射線教育を推進します。
- ・環境基本計画の実施状況について公う表します。
- ・国や専門家等からの将来環境についての予測等についての情報をわかりやすく発信します。
- ・市民、市民団体、事業者等の各主体とネットワークを構築し、共同事業をはじめとした効果的な取組みの推進を図ります。
- ・環境に配慮する意識の向上を図るため、環境フォーラムなどを開催します。

- ・ごみの分け方・出し方などについて、定期的に周知徹底を図ります。
- ・県や安達地方広域行政組合など関係機関との連携による効果的な施策を推進します。
- ・環境教育リーダーや環境ボランティアの育成を図ります。

<市民ができる取組>

- ・環境問題について関心を持ち、家庭で話し合う機会をつくります。
- ・市や市民団体、事業者などが行うイベント等環境に関する取組みに参加、協力し、環境問題を学びます。

<市民団体ができる取組>

- ・市、市民、事業者等の各主体と効果的なネットワークを構築し、共同事業をはじめと した効果的な取組みを推進します。
- ・環境に関するイベントの開催など、環境問題を学べる機会を創出します。

<事業者ができる取組>

- ・環境問題に関する他事業者の有効な取組みについての情報を入手、活用します。
- ・情報、組織及び施設を有効活用した環境教育を推進します。
- ・市や市民団体などが行う環境に関する取組みに参加、協力し、環境に配慮する意識を 向上させます。
- ・環境報告書を作成します。

<滞在者ができる取組>

- ・環境問題について関心を持ち、家庭で話し合う機会をつくります。
- ・市や市民団体、事業者などが行うイベント等環境に関する取組みに参加、協力し、環境問題を学びます。



資 料 編

【二本松市環境基本条例】

平成 19 年 6 月 21 日 条例第 24 号

目次

前文

第1章 総則(第1条一第8条)

第2章 環境の保全に関する基本指針等(第9条一第11条)

第3章 環境の保全のための基本的施策等(第12条一第19条)

附則

私たちは、西に秀峰安達太良山、東に阿武隈の美しい山並みと阿武隈川に代表される自然 豊かな恵みの下で、生命を育み、自然と共生し、文化を創造してきた。

しかしながら、近年の経済活動や交流人口の増大によって、環境への負荷が高まっており、 環境を持続的に保全する取組みを、市民はもとより地域の市民団体及び事業者並びに滞在者 が協働して進める必要がある。

このため、地域の特性を生かした豊かでやすらぎのある「緑に包まれた自然と共生のまち」を目標とし、地球環境を視野に入れた持続的な発展が可能な社会を目指してこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、豊かな自然環境の保護、文化を育んだ歴史、風土等の保存、潤いのある持続的な生活環境の保全(以下「環境の保全」という。)について基本となる理念を定め、市、市民、市民団体、事業者(以下「市民等」という。)及び滞在者(市に観光、労働、就学その他の目的で滞在する者をいう。以下同じ。)が協働し、その果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな自然環境を保全し、現在及び将来にわたる市民の健康的で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (2) 地球環境保全 人の活動による地球温暖化、オゾン層破壊、海洋汚染、野生生物の種の減少その他地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
 - (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。
 - (4) 循環型社会 大量生産・消費・廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を計画的、組織的に取り組む社会をいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、環境が有限のものであるとの認識の下、環境への負荷の低減に努め、 持続可能な循環型社会の形成が実現されるよう行われなければならない。
- 2 環境の保全は、すべての社会活動が人類存続の基盤である生態系のもたらす恵みにより成り立っていることを認識し、多様な生物が生息できる豊かな環境を保護する心を養い、人と自然との共生が実現されるよう行われなければならない。
- 3 環境の保全は、先人たちがそれぞれの地域固有の文化を育む中で磨き上げた歴史と伝統を継承し、歴史的景観の保存及び活用により、その環境が将来にわたって維持されるようそれぞれの立場で協働し、自主的かつ積極的に持続性を保って行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地球を共有する人類共通の課題であり、日常生活による地球環境への影響をよく認識し、世界的視野に立ち積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に従い、地域の特性に応じた環境の保全に関する計画を策定し、これを実施しなければならない。
- 2 市は、自ら行う事業の実施にあたっては、持続可能な循環型社会の形成に即したものとし、 環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全のため広域的な取組みを必要とする施策においては、国、県、他の地方 公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、市は、市民等及び滞在者と協働し、環境保全活動(環境の保全に関する事業又は活動をいう。以下同じ。)に努めなければならない。

(市民の責務)

- 第 5 条 市民は、基本理念に従い、住み良い生活環境を築くため、自覚と自らの行動によって、良好で快適な環境を損なうことのないよう互いに配慮しなければならない。
- 2 市民は、日常生活において持続可能な循環型社会の形成に即した活動を行い、環境への負荷の低減、環境の保全に努めなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体、事業者及び滞在者と協働し、環境保 全活動に努めなければならない。

(市民団体の責務)

- 第6条 市民団体は、基本理念に従い、環境の保全に関する活動が推進されるよう、市民が 参画できる体制の整備、情報の提供、活動の充実等に努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民、事業者及び滞在者と協働し、環境保全 活動に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本理念に従い、その事業活動に当たり、常に適切な措置を講じて環境 を阻害することのないようにするとともに、環境保全活動を積極的に推進するよう努めな ければならない。
- 2 事業者は、持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物の排出者としてその適正な処理 を行うとともに、その発生の抑制等を進めることにより、環境への負荷の低減に努めなけ ればならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、市、市民、市民団体及び滞在者と協働し、環境保 全活動に努めなければならない。

(滞在者の責務)

第8条 滞在者は、基本理念に従い、持続可能な循環型社会の形成に協力し、環境の保全等 に努めなければならない。 2 前項に定めるもののほか、滞在者は、市及び市民等と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本指針等

(基本指針)

- 第9条 市は、環境の保全に関する計画の策定及び実施に当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本としなければならない。
 - (1) 市民の安全と健康が守られ、生活環境が保全され、自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
 - (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、 水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
 - (3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。
 - (4) 持続可能な循環型社会の形成を推進することにより、地球環境保全に貢献すること。 (環境基本計画)
- 第 10 条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための二本松市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を策定するときは、二本松市環境審議会の意見を聴くとともに、市 民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。 (実施状況報告)
- 第 11 条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにした報告 書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全のための基本的施策等

(環境基本計画との整合)

第 12 条 市は、各種計画の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、 環境への負荷が低減されるよう努めるものとする。

(自然環境の保全)

- 第 13 条 市は、地域固有の自然環境保全のため、地域それぞれの自然環境の把握に努め、その豊かな自然環境が保全され、将来に引き継がれるよう必要な措置を講ずるものとする。 (市民等の意見の反映及び自発的な活動の促進)
- 第 14 条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。
- 2 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、循環型社会を推進するための取組みその他の 活動を促進するため必要な措置を講じるものとする。

(環境学習の推進)

第 15 条 市は、すべての市民が、身近な自然とふれあい、感性を豊かにすることの大切さを 認識するとともに、生涯を通じて環境とのかかわりを学ぶ環境学習の推進その他必要な措 置を講じるものとする。 (環境情報の収集及び提供)

第 16 条 市は、環境の保全に役立つ情報の収集に努め、市民等及び滞在者がそれぞれの役割 に応じて行動することができるよう当該情報の提供に努めるものとする。

(調査等の実施)

第 17 条 市は、環境の保全に関する施策の実施に当たり、必要な調査、監視、測定等を行い、 環境の状況を的確に把握するよう努めなければならない。

(規制の措置)

第 18 条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為に関し必要な規制 の措置を講ずるものとする。

(地球環境保全対策の推進)

第19条 市は、国、県、他の地方公共団体、市民等と協働し、地球環境保全に関する国際協力に資する施策の推進に努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

【二本松市公害防止指導要綱】

平成 17 年 12 月 1 日 告示第 38 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止について、事業者、市及び住民の責務を明らかにし、公害を防止するために必要な対策を講ずることにより住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「公害」とは、<u>環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 2 条第 3 項</u>に 定めるものをいう。

(事業者の責務)

- 第3条 事業者は、公害防止に関する諸法令を遵守し、その責任において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。
- 2 事業者は、常にその管理に係る施設について監視を厳重にし、かつ、公害の発生防止について不断の研究と努力を怠ってはならない。

(市の責務)

第4条 市は、公害防止に関して必要な施策を講ずることにより、良好な生活環境を保全し、 もって住民の健康及び安全を確保するものとする。

(住民の責務)

第 5 条 住民は、市が実施する公害防止に関する施策に協力するとともに、公害を発生させることのないよう常に努めなければならない。

(市の施策)

- 第6条 市は、おおむね次に掲げる事項を実施するものとする。
 - (1) 公害の状況を把握するための必要な監視及び測定に関すること。
 - (2) 事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善についての指導及び資金のあっせんに関すること。
 - (3) 事業者及び住民に対する公害の防止についての啓もうに関すること。

(苦情等の処理)

第7条 市長は、公害に係る苦情、陳情等があったときは、速やかにその実情を調査すると ともに、県及び関係機関と協力し、その適切な処理に努めるものとする。

(公害防止確約書の提出)

第8条 事業者は、公害防止に関する確約書を市長に提出しなければならない。

(処理計画書)

第 9 条 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて公害を防止するための処理に関する計画書の作成とその提出を求めることができる。

(完了届)

第 10 条 前条の規定による処理に関する計画書の提出を求められた事業者は、当該要求に基づく措置を完了したときは、処理計画の措置の完了に係る届出書を市長に提出しなければならない。

(緊急時の措置)

第 11 条 市長は、異常気象等の緊急時に、通常の事業活動によるものであっても公害発生の おそれがあると認められる場合は、関係事業者に対し、事業活動による排出量の減少等に ついて協力を求めることができる。 2 事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、速やかに事業活動による排出量の減少等について適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告事項)

- 第12条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を、直 ちに市長に報告しなければならない。
 - (1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合 発生し、又は発生するおそれがあると認められる公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況
 - (2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき 事故の状況並びにその事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事計画
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な限度において、事業者に対し、 公害の防止に関して必要な事項の報告を求めることができる。

(立入調査)

- 第 13 条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員をして公害を発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立ち入り、調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(測定結果の報告)

第 14 条 市長は、必要があると認める事業者に対し、定期的に測定した結果の報告を求める ことができる。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の二本松市公害防止指導要綱(昭和 60 年二本松市告示第 60 号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

【二本松市環境審議会委員名簿】

(任期:平成26年11月26日~平成28年11月25日)

氏 名	所属及び役職名等
◎ 渡 邊 正 孝	二本松商工会議所常議員
〇 大 内 征 史	市民(岩代地区選出)
佐 藤 洋 一	日本大学工学部専任講師
南部和香	福島大学共生システム理工学類准教授
福原武正	福島県県北振興局県民環境部環境課長
本多さつ子	あだたら商工会女性部環境委員長
菅 野 廣 一	みちのく安達農業協同組合常務理事
菅 野 千江子	二本松市婦人団体連合会長
伊藤信也	市民(安達地区選出)
菅 野 寅 彦	市民(東和地区選出)
根本セイ	市民(公募)
杉内和子	市民(公募)

◎:会長、○:副会長

【環境基準など】

[騒音・振動に係る環境基準]

1 騒音規制法に係る規制基準

(単位:デシベル)

(単位:デシベル)

時間区分	昼間	朝・夕	夜 間	
		6:00~ 7:00		備考
区域区分	7:00~19:00	19:00~22:00	22:00~ 6:00	
第1種区域	50	45	40	第1種・第2種低層住居専用
另Ⅰ性 区域	90	40	40	地域相当
				第1種・第2種中高層住居専
第2種区域	55 (50)	50 (45)	45 (40)	用地域、第1種・第2種住居
				地域、準住居相当
笠 2 種 区 村	CO (EE)	FF (FO)	EO (4E)	近隣商業地域、商業地域、準
第3種区域	60 (55)	55 (50)	50 (45)	工業地域相当
第4種区域	65 (60)	60 (55)	55 (50)	工業地域相当

備考1. 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 50m以内の地域においては、() 内の数値とする。

2 振動規制法に係る規制基準

時間区分	昼間	朝・夕	
		6:00~ 7:00	備考
区域区分	7:00~19:00	19:00~22:00	
			第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・
第1種区域	60 (55)	55 (50)	第2種中高層住居専用地域、第1種·第2種
			住居地域、準住居相当
第2種区域	65 (60)	60 (55)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工
用 分 但 △ 與	00 (00)	00 (55)	業地域相当

備考1. 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 50m以内の地域においては、() 内の数値とする。

3 福島県生活環境の保全等に関する条例に係る工場等騒音規制基準 (単位:デシベル)

時間区分	昼間	朝・夕	夜 間			
		6:00~ 7:00		備考		
区域区分	7:00~19:00	19:00~22:00	22:00~ 6:00			
第1種区域	E0	45	40	第1種·第2種低層住居専用		
第 1 俚	50	45	40	地域相当		
				第1種·第2種中高層住居専		
第2種区域	55 (50) 50 (45)	50 (45)	55 (50) 50 (45) 45	55 (50) 50 (45) 45 (40)	45 (40)	用地域、第1種・第2種住居
				地域、準住居相当		

			50 (45)	近隣商業地域、商業地域、準
数 a 括反比 co(FF)	60 (55)	FF (F0)		工業地域相当、用途地域以外
第3種区域	60 (55)	55 (50)		の地域(条例の規制のみ適
			用)	
第4種区域	65 (60)	60 (55)	55 (50)	工業地域相当
第 5 任	70 (65)	65 (60)	工業用地域(条例の規制のみ	
第5種区域	[区域 75 (70) 70 (65)		適用)	

備考1. 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね 50m以内の地域において は、()内の数値とする。

4 一般地域(道路に面しない地域)

4 一般地域(道	一般地域(道路に面しない地域)		(単位:デシベル)
	基準値		
地域の類型	昼 間	夜 間	該当地域
	6:00~22:00	22:00~6:00	
AA	50 以下	40 以下	(該当なし)
A及びB	55 以下	45 以下	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
С	60 以下	50 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工 業地域

- 備考1. AAをあてはめる地域は、養護施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する 地域。
 - 2. Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域。
 - 3. Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域。
 - 4. Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

《騒音に係る環境基準 平成17年5月26日環境省告示第45号》

(単位:デシベル)

5 道路に面する地域

基準値 地域の区分 昼 間 夜間 $6:00\sim22:00$ $22:00\sim6:00$ A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する 60 以下 55 以下 地域 B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する 60 以下 65 以下 地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 幹線交通を担う道路に近接する空間(特例) 70 以下 65 以下

備考1.幹線交通を担う道路:高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道(市町村道にあっては、4車線

以上の車線を有する区間に限る) 等を示す。

- 2. 幹線交通を担う道路に近接する空間:以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地境界からの距離によりその範囲が特定される。
 - ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路………15mまでの範囲
 - ・2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路……20mまでの範囲
- 3. 幹線交通を担う道路に近接する空間において、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主 として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ通過する騒音に係る基準(昼間に会って は 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。

《騒音に係る環境基準 平成17年5月26日環境省告示第45号》

6 飲食店営業等に伴って発生する深夜騒音規制基準

(単位:デシベル)

世位の区人	音響機器の使用禁止時	音量規	制
地域の区分	間帯	時間帯	基準値デシベル
A区域	午後 11 時から	午前 10 時から	45
B区域	翌日の午前6時まで	翌日の午前6時まで	55

備考1. A区域:用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれらに準ずる地域として知事が指定した地域

B地域:用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに準ずる地域及びこれらに準ずる地域として知事が指定した場所

- 2. 音響機器は、音響再生装置 (録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅機及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。)、楽器、有線放送装置 (受信装置に限る。) 及び拡声装置
- 3.音響機器の使用禁止については、音響機器から発生する音が営業所の外部に漏れない場合はこの限りではない。
- 4. この表の各区域内に所在する児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域における深夜騒音規制基準は、この表に定める値からそれぞれ5dBを減じた値とする。

《福島県生活環境の保全等に関する条例》

<音の目安>

騒音の程度	騒音レベル (デシベル)	音の目安	影響
人 對不可能	190	最大可聴値	耳に痛みを感
会話不可能	120	飛行機のエンジン付近、建設作業音	じる
	110	工場サイレンの近く	耳が遠くなる
		カラオケの音	いろいろな病
	100	パチンコ店の音	気の原因にも
			なる
	90	機械作業場、空調機械室	消化不良

会話困難	80	交差点、マーケット、国道	疲労度上昇
会話に少し大	70	劇場、百貨店、銀行のロビー、騒がしい事	仕事の能率が
きな声が必要	70	務所	上がらない
楽に会話がで	60	レストラン、大きな商店、ホテルのロビー、	
きる	60	普通の会話、都市周辺住宅地、事務所内	
	50	劇場、映画館の観客のざわめき	
	40	一般の住宅(平均値)	
	40	静かな住宅地	
	30	郊外、ラジオ放送スタジオ	
	20	木の葉がすれ合う音	
	10	ささやき声	
	0	最小可聴値	

〔大気汚染に係る環境基準〕

物質	基準値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間
	値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値
10000000000000000000000000000000000000	の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時
仔姓松丁朳初貝	間値が 0.20mg/㎡以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン
	内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が 0.003 mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m³以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15 mg/m³以下であること。
ダイオキシン(大気)	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

備考 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用 しない。

《大気汚染に係る環境基準 平成8年環境庁告示第73・74号》

《有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準 平成 13 年環境省告示第 30 号》

《ダイオキシン類に係る環境基準 平成14年環境省告示第46号》

<廃棄物焼却炉のダイオキシン類排出濃度の基準>

施設規模	新設施設基準	既存施設基準
(焼却能力)	(平成 12 年 1 月 15 日)	(平成 14 年 12 月~)
4t/h 以上	0.1	1
2~4t/h	1	5
2t/h 未満	5	10

《平成11年ダイオキシン類対策特別措置法》

(単位:ng-TEQ/m³N)

〔水質汚濁に係る環境基準〕

<人の健康の保護に関する環境基準>

項 目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
РСВ	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L以下

- 備考1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 - 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

《水質汚濁に係る環境基準 平成 15 年環境省告示第 123 号》

<河川の保全に関する環境基準>

項目						
	水素イオン濃	生物化学的酸	浮遊物質量	溶存酸素量	十明苹形粉	該当水域
類型	度(pH)	素要求量(BOD)	(SS)	(DO)	大腸菌群数	
AA	6.5以上	1 /1 /1 /1 /5	25 mg/L 以下	7.5 mg/L以上	50MPN/	(該当なし)
	8.5以下	1 mg/L 以下	25 IIIg/L IX		100ml 以下	
А	6.5以上	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L以上	1,000MPN/	(該当なし)
	8.5以下	2 mg/L // [23 IIIg/ L JX		100ml 以下	
В	6.5以上	3 mg/L以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/	阿武隈川(高
	8.5以下	3 mg/L // [100ml 以下	田橋付近)
С	6.5以上	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	Î	(該当なし)
	8.5以下	J IIIg/L DX	30 mg/ L 5X	J IIIg/L IXIL		
D	6.0以上	8 mg/L以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-	(該当なし)
	8.5以下	O IIIS/ L VA				
E	6.0以上	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2 mg/L 以上	_	(該当なし)
	8.5以下	10 mg/ L VA				(政コ/よし)

- 備考1. 基準値は日間平均とする。
 - 2. 農業用利水については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。
 - 3. MPNとは大腸菌群数の測定方法(最確法による定量法)。

《水質汚濁に係る環境基準 平成 15 年環境省告示第 123 号》

項目	説明					
рΗ	水の酸性・アルカリ性を表す指標。PH7 を中性とし、7 以上がアルカリ性で、7 以下が酸					
(水素イオン濃度)	性となる。数字が小さいほど酸性度が高くなる。					
BOD (生物化学的酸素 要求量)	水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解される時に必要とする酸素の量を表したもの。値が高いほど汚れていることになる。 清水性の水域に棲息するヤマメ、イワナ等については 2mg/L 以下、アユやサケ等については 3mg/L 以下、コイやフナについては 5mg/L 以下であることが必要と考えられている。					
COD	BOD とともに水質汚濁を示す代表的指標で、湖沼及び海域で環境基準が定められている。					
(化学的酸素要求	1mg/L以下は、ほとんど人為的汚染がないと考えられ、これらの湖沼は自然探勝等に適					
量)	しているといわれる。					
DO (溶存酸素量)	水中に溶存する酸素量。水中生物の生息に必要で、数値が高いほど良好な環境といえる。					
SS (浮遊物質量)	水の濁りの状態 (水中の粒子状物質の量)を示す。数値が低いほど良好な状態といえる。					
大腸菌群数	大腸菌群とは、大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質をもつ菌の総称。大腸菌はそれ 自体、人の健康に有害なものではないが、大腸菌が多数存在する場合には、同時に他の病 原菌(赤痢菌等)が存在する可能性があるため公衆衛生上の問題となる。					
T-N	水中に含まれる窒素化合物の総称。窒素はリンとともに水源の富栄養化の原因物質のひ					
(全窒素)	とつといわれている。					
T-P (全リン)	水中に含まれるリン化合物の総称。地質中に存在し、あらゆる動植物にも含まれている。 し尿、肥料、農薬、合成洗剤などにも含まれているため、水中のリン化合物の増加は生活 排水、工場排水、農業排水などの混入に由来する場合が多い。					
n ーヘキサン抽出 物質	ノルマルヘキサンという有機溶媒によって抽出され、80℃±5℃、30分間の乾燥で揮散 しない物質の総称で、水中の油分の指標のひとつ。油分は汚濁負荷量の高い物質で、特に 鉱油類は少量でも異臭の原因となったりする。					

〔土壌の汚染に係る環境基準〕

項目	基準値
カドミウム	検液 10につき 0.01 mg以下であり、かつ農用地においては、米 1 kg につき 1 mgであること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 10 につき 0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液 10 につき 0.05 mg以下であること。
砒素	検液 10 につき 0.01 mg以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌 1 kgにつき 15 mgであること。
総水銀	検液 10 につき 0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
РСВ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)においては、土壌 1 kgにつき 125 mgであること。
ジクロロメタン	検液 10 につき 0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液 10 につき 0.002 mg以下であること。
1,2 - ジクロロエタン	検液 10 につき 0.004 mg以下であること。
1,1 - ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.02 mg以下であること。
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.04 mg以下であること。
1,1,1 - トリクロロエタン	検液 10 につき 1 mg以下であること。
1,1,2 - トリクロロエタン	検液 10 につき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 10 につき 0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 10 につき 0.01 mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 10 につき 0.002 mg以下であること。
チウラム	検液 10 につき 0.006 mg以下であること。
シマジン	検液 10 につき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 10 につき 0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液 10 につき 0.01 mg以下であること。
セレン	検液 10 につき 0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液 10 につき 0.8 mg以下であること。
ほう素	検液 10 につき 1 mg以下であること。

《土壌の汚染に係る環境基準 平成 13 年環境省告示第 16 号》

〔悪臭防止法の規制基準〕

1 悪臭防止法に基づく規制地域区分

区域の区分	規制地域					
A区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、 A 区 域 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域及び近隣商業地域					
В区域	商業地域及び準工業地域 杉田三丁目、大平山、槻木、新座、東裏、正法寺町、藤太郎内、中里、原田、高西、不動、八万舘、上竹二丁目、榎戸二丁目、北トロミ、沖一丁目、平石高田一丁目、平石高田二丁目、木ノ崎、諸越谷、安達ヶ原一丁目から安達ヶ原三丁目まで、安達ヶ原五丁目、安達ヶ原六丁目、三合内、丑子内、島ノ内、大稲葉、神明石、竹ノ内、太子堂、西光内、矢ノ戸、上蓬田、石畑、末広町及び小高内の区域羽石及び成田日向の区域(第1種住居地域及び第2種住居地域を除く)下ノ内、下平、赤井沢、平石高田三丁目、平石高田四丁目、鐙摺石及び高田の区域(工業地域を除く)木藤次郎内の区域(第1種住居地域、第2種住居地域及び工業地域を除く)米沢の区域のうち、字観音堂の区域(水原川及びその河川敷の区域を除く)及び字原向(69番地、70番地1、74番地1、74番地3、74番地4、75番地1、76番地、77番地、82番地、83番地、151番地及び152番地に限る)の区域					
C区域	工業地域					

2 敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準

特定悪臭物質の種類	A区域	B区域	C区域	におい
アンモニア	1	2	5	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02	0.06	0.2	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な青臭いにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	4	20	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	7	20	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	3	6	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	30	60	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	0.8	2	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	2	5	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	汗臭いにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	蒸れた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	蒸れた靴下のようなにおい

(単位: p p m)

備考 1 各物質とも、A区域の基準は臭気強度 2.5 相当濃度、B区域は臭気強度 3.0 相当濃度、C区域は臭気強度 3.5 相当濃度である。

2 臭気強度

0:無臭

1:やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)

2:何のにおいであるかわかる弱いにおい(認知閾値濃度)

3:らくに感知できるにおい

4:強いにおい

5:強烈なにおい

【用語解説】

◇ あ行

ISO14001

国際標準化機構(ISO)が定めた環境マネジメント全般に関する国際標準規格のこと。14000とは、環境規格をナンバーで現したもので、14001に環境マネジメントシステム、14010番台に環境審査の指針、14020番台に環境ラベルなどを定めている。

環境マネジメントシステムとは、環境に与える負荷をできるだけ減らしていくことを狙いとして、事業活動全般を管理・改善していくシステムのこと。

エコドライブ

自動車などを利用する際に、運転技術などで誰にでもできる CO2 排出の削減方法。以下 10 項目が推進されている。①無用なアイドリングを止める。②経済速度で走る。③点検整備をし、タイヤの空気圧を適正にする。④無駄な荷物を積まない。⑤空ぶかしはやめる。⑥急発進、急加速、急ブレーキをやめ、適切な車間距離をとる。⑦早めにシフトアップする。⑧渋滞を招く駐車違反を止める。⑨エアコンの使用を控えめにする。⑩相乗りに努め、公共交通機関の利用を心がける。

オゾン層の破壊

地球上空 15~20km の成層圏内の比較的下部にあるオゾン濃度の高い部分で、オゾン破壊の進行はフロンガスの使用と密接な関係を持ち、フロンガスから生じる塩素化合物による分解反応が主要因とされる。オゾン層破壊は地表に到達する紫外線量、なかでも生物に悪影響を及ぼしやすい UV-B (光波長 280~320nm) の増加を招くことが問題視され、フロンやその他数種のオゾン層破壊に関連する化学物質の規制と全廃に関する国際条約が結ばれている。

温室効果ガス

太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー(赤外線)が放出される。その赤外線が大気中に存在する特定の微量気体に一旦吸収されることにより、大気の温度が上昇する。このような作用をする大気中の微量気体を総称して温室効果ガスと言い、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などがある。

◇ か行

カーボンオフセット

人間の経済活動や生活などを通して「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業などによって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方や活動の総称である。

発生してしまった二酸化炭素の量を何らかの方法で相殺し、二酸化炭素の排出を実質ゼロに近づけようという発想がこれら活動の根底には存在する。「カーボンオフセット」という用語も「二酸化炭素(カーボンダイオキサイド: carbon dioxide)を相殺する(オフセット: offset)」に由来している。

外来種

今まで生息していなかった地域に、自然状態では通常起こり得ない手段によって移動し、そこ に定着して自然繁殖するようになった種のこと。

合併処理浄化槽

し尿と併せて、台所や風呂などからの生活雑排水も一緒に処理できる浄化槽。下水道と同等の処理効率を有し、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べ、環境へのBOD負荷の排出は約 1/8 に抑えられる。

家電リサイクル法

一般家庭や事業所などから排出された家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)から、再利用できる部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効活用を推進するための法律。正式名称を「特定家庭用機器再商品化法」といい、1998年に制定され、2001年4月に施行された。また、フロン回収破壊法の施行を受けて、家電リサイクル法は改正され、電気冷蔵庫と電気冷凍庫の断熱材に含まれるフロン類の回収・破壊が義務づけられた。

環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。家計簿で金銭に係わる家庭の活動を把握し記録するのと同じように、「環境家計簿」によって、金銭ではあらわせないものも含め、環境に係わる家庭の活動を把握しようとするものである。自らの生活を点検し、環境との関わりを再確認するための有効な試みである。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、環境 基準は、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染及び地下水に関して定められている。

環境共生都市

エコシティともよばれ、政府の環境政策大綱で整備推進が位置づけられている。環境負荷の軽減、自然との共生及びアメニティの創出を図った質の高い都市環境の形成を目指すもの。

環境審議会

環境基本法第44条に基づき、その市町村の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるなどのために設置される機関。

環境負荷

人の生活や事業活動などが環境に与えるマイナスの影響のこと。環境基本法 (1993) では、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのある

ものをいう」と定義している。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しながら、堆肥等有機質資材や有機質肥料による土づくりと合理的な作付け体系を基本に、化学肥料や化学合成農薬の適正な使用、 節減等による環境負荷の軽減に配慮した持続性の高い農業のこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

グリーンツーリズム

都市住民等が農山漁村で長期に滞在して休暇を楽しむ余暇活動のこと。従来の観光のように、 名所・旧跡を訪ねて回る旅行とは異なり、その地域の自然・文化・農林漁業の体験や人々との交流な どで休暇を楽しむ旅行の形である。このような農山漁村と都市の様々な交流を通じて、人々の交 流が活発になり、農林漁業の振興や農山漁村の活性化が促進されることが期待される。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物・炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを主とする過酸化物の総称。眼を刺激する有害物質であり、光化学スモッグの原因となる。

光化学スモッグ

大気中の光化学オキシダント濃度が高まって発生するスモッグのこと。日差しの強い夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

小型風力発電

風の力でプロペラを回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こす。CO2を出さずに365日、24時間、発電する事ができる発電方法。わずかな風で発電することができ、騒音や振動が少ないことから、住宅や街路灯へ設置されるようになってきている。



◇ さ行

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど自然界によって利用する以上の速度で補充される エネルギーのこと。

里山

農林水産業などの人間の働きかけを通じて環境が形成された地域で、二次的自然が多く存在する場所。人間生活の比較的近辺に生息するキツネやタヌキなどの中型哺乳類やオオタカやサシバなどの猛禽類が里山の代表的な動物といえる。野生動物と人間とが様々な関わりを持ってきた地域で、ふるさとの風景の原型として想起されてきた。

産業廃棄物

工場・事業所における事業活動などにより生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃 アルカリ、廃プラスチック類などの19種類を指す。排出する事業者は、自らの責任で適切に処理 する義務がある。

酸性雨

化石燃料の燃焼によって生じる大気汚染物質である硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で化学変化を受けて硫酸や硝酸に変わり雨に溶けて降るもの。Ph5.6以下の雨。酸性雨の被害には、石造建築物の溶解、湖沼や井戸水の酸性化などや、森林や農作物の枯死などで、プランクトンから人間までを含む生態系全体に対する影響は計り知れない。

COD

COD (しーおーでいー)とは、Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量)の略。海域や湖沼の水の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚れを薬品 (酸化剤)で分解するときに使われる薬品中の酸素の量をmg/1で表わしたもの。数値が高いほど水中の有機的な汚れが多い。

Sv

Sv(シーベルト)とは、放射線が人の体に与える影響の強さを表す単位。1シーベルトは1,000ミリシーベルト、1ミリシーベルトは1,000マイクロシーベルト。

持続可能な循環型社会

経済的側面、人間・社会的側面においてもバランスが取れた社会のことを指す。つまり、単に ごみの処理やリサイクル、エネルギーや食糧の需給など物質的に持続可能であるだけでなく、経 済面、社会面、文化的側面においても持続可能であり、人が人として、尊厳のある生を次世代に かけても享受できる社会のことである。

小規模水力発電

再生可能エネルギーのひとつで、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する。自然破壊を伴うダム式の水力発電とは区別されるのが一般的。二酸化炭素を排出せず、またエネルギーの再利用が可能な発電方法。

除染

除染とは、放射能汚染が生じた際、放射性物質あるいは放射性物質が付着した物を除去し、も しくは遮蔽物で覆うなどして、人間の生活空間の線量を下げること。一般的な土壌の除染方法は 表土の剥ぎ取りなどがある。

新エネルギー

バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、太陽光発電、地熱発電、風力発電などの再生可能エネルギーで、石油代替エネルギーとしてのエネルギー資源やエネルギーの媒体であり、今後の利用が期待されているもの。

森林バイオマス

森林が自然の営みの中で生み出す資源のこと(=木質系バイオマス。「バイオマスエネルギー」の項参照)。具体的には丸太、間伐材、林地残材、剪定枝、チップ、製材屑など、及びこれらから作られる材木、薪、炭、ペレットなどの製品を指す。日本でもほんの数十年前までは、薪や炭などの森林バイオマスを大量に利用していた。しかし時代が移るにつれ、石炭、石油などの化石資源を大量に消費するようになり、森林バイオマスの利用は減少の一途を辿った。今日では地球温暖化や廃棄物問題の視点から、森林バイオマスエネルギーが改めて注目されている。

生態系

生物(植物・動物・微生物)とこれらを取り巻く非生物的要素(土壌・水・鉱物・空気など)とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいう。

3 R

3R(すりーあーる、さんあーる)とは、以下の 3 つの語の頭文字をとった言葉。環境配慮に関するキーワードである。Reduce (リデュース:減らす)、Reuse (リユース:再び使う)、Recycle (リサイクル:再資源化)。

1.リデュース(ごみの発生抑制)、 2.リユース(再使用)、 3.リサイクル(ごみの再生利用)の 優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方を示している。

せせらぎスクール

環境省と国土交通省が毎年行っている全国水生生物調査に参加する団体のことで、小・中学校、 高等学校、市民団体等の「水生生物による水質調査」を行う団体を福島県では「せせらぎスクール」 と呼び広く募集している。

◇ た行

太陽光発電システム

シリコン半導体などに光が当ると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方法。現在、多く利用されている住宅用の太陽光発電システムでは、発電した電気は室内で使い、電気が余った時には電力会社からくる配電線に戻し、電気が不足する夜間や雨天時には配電線から電気の供給を受ける。この配電線に戻した電力は、電力会社が買い取っている。

太陽熱利用システム

太陽熱利用は、太陽の熱エネルギーを屋根などに設置した太陽熱集熱器により水や空気を温め、 給湯や冷暖房に活用するシステムで、その分、電気や化石燃料を節約することができる。

地球温暖化

化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加した ことによる、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象のこと。

地産地消

その土地でとれたものをその土地で消費すること。生産者と消費者のつながりが深まるととも に、輸送コストが削減され、新鮮さと安心感が広まることとなる。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物や二酸化炭素といった大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車があげられる。

特定外来生物

日本在来の生物を捕食したり、これらと競合して生態系を損ねたり、人の生命・身体、農林水産業に被害を与える、またはそのおそれのある外来生物のこと。これらの生物による被害を防止するために、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、「特定外来生物」等として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うことを定めている。

特定環境保全公共下水道

通常の公共下水道事業が都市計画区域内で、しかも都市計画事業として実施されるのに対し、この特定環境保全公共下水道(「特環(とっかん)と略される。)は、都市計画区域外でも下水道整備が実施できるようにしたものである。農村や漁村の大きな集落や、温泉地や自然景勝地などの観光地において、生活環境を改善するため、あるいは、貴重な観光資源である湖沼や河川を水質汚濁から防ぐために、下水道が必要となることが増えてきている。

トップランナー方式

省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)における機器の省エネルギー基準設定の考え方であり、「エネルギー消費機器(自動車、電気機器、ガス・石油機器等)のうち省エネ法で指定するもの(特定機器)の省エネルギー基準を、各々の機器において、エネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にする」というもの。1998(平成10)年6月の省エネ法改正によって導入されている(施行は1999(平成11)年4月)。



◇ な行

野焼き

適法な焼却施設以外で廃棄物 (ごみ) を燃やすことを『野焼き』と言い、「廃棄物の処理及び 清掃に関する法律(以下、「廃掃法」という)」で原則として禁止されている。次の場合は、例 外的に認められている。(廃掃法第 16 条の 2 第 3 号、同施行令第 14 条)

- ・国や地方自治体が施設管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

◇ は行

バイオマスエネルギー

生物体 (バイオマス) から得られる自然界の循環型エネルギーのこと。マキを燃やしたり、動物のフンを燃料にするといった伝統的なものから、サトウキビをエタノールにして車の燃料にしたり、生ゴミで発電を行うなどの近年開発が進んでいる技術まで、様々である。いずれも光合成によって生物の体内に蓄えられた太陽エネルギーを資源として活用する点は共通であり、木や生ゴミ、動物の糞尿などに含まれる炭素や水素を、発酵・分解・燃焼することによってエネルギーを取り出すものである。バイオマスは概ね次の種類に分けることができる。

- 食品系…生活系厨芥類、事業系厨芥類、動植物性残渣
- ・ 畜産系…乳用牛、肉用牛、養豚、採卵鶏、ブロイラー鶏
- ・木質系…林地残材、製材所廃材、果樹剪定材、公園剪定材など
- ・農業系…稲わら、籾殻、麦わら

廃棄物管理票(マニフェスト)

廃棄物管理票(マニフェスト)制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、 廃棄物管理票(マニフェスト)に産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入 し、業者から業者へ、産業廃棄物とともに廃棄物管理票を渡しながら、処理の流れを確認するし くみ。それぞれの処理後に、排出事業者が各業者から処理終了を記載した廃棄物管理票を受取る ことで、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することができる。これによって、不 適正な処理による環境汚染や社会問題となっている不法投棄を未然に防ぐことができる。

ハイブリッド自動車

ガソリンエンジンと電気モーターといった複数の動力源を組み合わせて走行する自動車。それ ぞれの動力の欠点を補完しながら駆動し、例えば減速時のエネルギーを電池等に蓄積し、加速時 にエンジンの補完動力として再利用することで低公害性及びエネルギー利用効率を図っている。

BOD

BOD (びーおーでぃー)とは、Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量)の略で、最も一般的な水質指標の一つ。河川などの水の汚れの度合いを示す数値。水中の有機物などを微生物が食べて(取り込み)、エネルギーに変えるときに使われる酸素量をmg/1で表したもの。数値が高いほど、水中の有機的な汚れが多い。

PM2. 5 (微小粒子状物質)

大気中に長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、粒径が2.5マイクロメートル (マイクロメートルは、1mmの1000分の1)以下のものをいう。喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。

福島県レッドカテゴリー

植物、昆虫類、鳥類、淡水魚類、両性・爬虫類、哺乳類の分類群に属する種及び亜種・変種についての評価を行うため、環境庁(1997)のカテゴリーを基本として作成した福島県内のカテゴリーの定義であるが、その定義については、定量的な評価を行うための数値化された県内データが少ないため、定性的要件が採用されている。

Βq

Bq(ベクレル)とは、放射性物質が1秒間に崩壊する原子の個数を表す単位のこと。放射能とは放射線を発する能力のことで、その能力を表すのがベクレル、人体が直接受ける放射線量を表すのがシーベルト。

◇ ま行

みなし浄化槽

トイレのみの排水の浄化を行うものであり、単独処理浄化槽ともいう。2001年の浄化槽法の改正により、新たに浄化槽を設置する場合には、合併処理浄化槽のみで、みなし浄化槽の設置はできないこととなっている。

◇ ら行

リサイクル

資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃棄物を再生して利用すること。ものをそのまま再使用するのではなく、原料のレベルにまで戻して使えるものを再利用するという点でリュースとは区別される。一度原料のレベルにまで分解するという過程を経るため、場合によっては焼却処分以上にコストとエネルギーを余計に使う場合もある。また、循環をつづけると不純物が濃縮されるという点も重要である。

リデュース

リデュースとは、リユース、リサイクルをする前にごみの量そのものを減らす活動のこと。企業としては、原材料の再利用を繰り返すことによりごみを減らす、使い捨ての商品を作らないなどの活動が挙げられ、個人としては必要のないものを買わないなどの活動が挙げられる。

流域関連公共下水道

市単独の処理場を持たないで、いくつかの市町の汚水を一か所に集めて処理する方法をとるもので、当市の場合は合併前の旧二本松市、旧安達町において設置された。

リユース

再使用すること。また、そのもの。容器などにいう。ものをそのまま再使用するという点でリサイクルとは区別される。

ボトル等の容器に関しては洗浄・ラベルの張替えなどで済むため、エネルギー面ではリサイクルに比べて有利。酒瓶・ビール瓶などがよい例。



二本松市環境基本計画〔改訂版〕

平成 年 月

発 行 二 本 松 市 編 集 市民部 生活環境課 〒964-8601 福島県二本松市金色 403-1 TEL (0243) 55-5103